

令和元年 6 月 2 0 日

令和元年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和元年第2回和東町議会定例会

会議録 （第2号）

招集年月日 令和元年6月20日（木）

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時47分

出席議員（10名）

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	田	泰	正	8番	岡	本	正	意	
9番	畑		武	志	10番	小	西		啓	

欠席議員（0名）

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
総務課行財政担当課長	藤	原	秀	太			
地域力推進課長	草	水	清	美			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	北	広	光				
国保診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	瀧	村	幸	代			

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	6	番	井	上	武	津	男				
							7	番	岡	田	泰	正					

議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 2 号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 3 号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 3 4 号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 5 号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 3 6 号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第 7 議案第 3 7 号 和束町立和束運動公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3 8 号 和束ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 2 7 号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 8 号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 9 号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 0 号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 1 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 発委第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第 1 1 発委第 3 号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続を求める意見書

日程第 1 2 発議第 3 号 全国一律の最低賃金制度の創設を求める意見書

日程第 1 3 発議第 4 号 消費税増税の 1 0 月実施の中止を求める意見書

日程第 1 4 議員派遣について

日程第 1 5 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和元年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

馬場、課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

先日の小西議員の一般質問の回答分で、当日、私が答弁できなかった分につきまして、ただいまから答弁させていただきます。

小西議員の質問につきましては、現年の滞納者のリスト及び額ということでございました。個人名もございますので、リストにつきましては人数、金額につきましては円で報告させていただきます。

簡易水道事業、平成 3 0 年度滞納となった分 2 4 万 3 , 1 6 4 円、対象者 1 8 人でございます。

下水道事業、平成 3 0 年度滞納となった分 1 9 万 9 , 5 7 1 円、対象者 1 2 人でございます。

住宅使用料、滞納となった分 1 2 3 万 5 , 6 8 8 円、対象者 6 人でございます。

駐車場使用料、滞納となった分 1 , 0 0 0 、対象者 1 人。

地デジ使用料、滞納となった分 2 , 2 8 0 円、対象者 2 人でございます。

平成 3 0 年度使用料の滞納額総額につきましては 1 6 8 万 2 , 3 0 3 円、延べ人数で 3 9 人、対象者としましては 2 2 人という結果になっております。

結果で、令和元年 6 月 1 日時点での滞納総額でございますが、簡易水道使用料 1 , 4 6 1 万 5 , 4 4 1 円、下水道使用料 6 1 1 万 1 , 8 5 6 円、住宅使用料 1 , 5 7 7 万

7,403円、駐車場使用料83万9,742円、地デジ使用料2万3,040円、令和元年6月1日現在の滞納額でございますが、3,736万7,452円、対象者につきましては、延べ人数89人ということで収納しております。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

私のほうからも、先日の小西議員の一般質問の中の再質問に十分お答えできていなかった部分がありますので、ご説明申し上げたいと思います。

小西議員からは、滞納の総額はということでご質問をいただきました。

一般会計及び6特別会計の現年度分及び滞納繰越分の滞納総額につきましては、9,328万3,000でございます。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、井上武津男議員、7番、岡田泰正議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、議案第32号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第32号の提案理由を申し上げます。

今般、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、令和元年度及び令和2年度の介護保険料率の特例を定めるために条例の一部改正を提案するものでございます。

真重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私からは、和束町介護保険条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

議案書前半の部分は補正になりますので、議案書中ほど議案第32号をお開きください。

議案第32号

和束町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年6月20日提出

和束町長 堀 忠雄

2枚めくっていただきまして、議長のお許しを得ましたので、概要をもって説明させていただきます。

和束町介護保険条例の一部を改正する条例

概要

ここで一つ訂正があります。

制定理由となっておりますが、改正理由の間違いでございます。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正す

る政令が平成３１年３月２９日に公布されました。この改正により、従来から軽減措置が行われてきた第１段階の第１号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第２段階、第３段階の第１号被保険者までに広げ、第１号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を行うため提案させていただくものです。

２ 条例の概要

所得の少ない第１号被保険者に対する軽減措置が介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令で強化されることに伴い、条例改正するものです。

次に、保険料率表をつけております。

第１段階、改正前３万３,４８０円を改正後２万７,９００円。

第２段階、改正前４万８,３６０円を改正後４万６,５００円。

第３段階、５万５,８００円を改正後５万３,９４０円。

３ 条例の施行予定日

公布の日。

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

８番、岡本議員。

○８番（岡本正意君）

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、今、説明がありましたように、いわゆる第１段階から第３段階の保険料について、若干、軽減措置を拡大または対象にするという中身なんですけども、まず町長にお聞きしておきたいんですけど、これまで介護保険料の負担というのは、例えば、高いので保険料の減免等をちゃんと行うべきだということで繰り返し要望もしてきたわけなんですけども、その際には、国のほうの

意向もありまして、保険料の軽減というのは大変ハードルが高かったわけなんですね、公費を投入して。しかし、この間、国自身がこういった措置をとって保険料自身を引き下げてくると、軽減してくるということがあるということは、結局、国自身が介護保険料が非常に高いということを認めて軽減せざるを得ないと。公費を投入してでも軽減をしていくという、これが今の現実なんだということだと思うんですけども、町長はそういうご認識でよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今もご質問にもありましたように、町段階で考えていくのは非常にハードルが高い問題であります。今回はご案内のとおり、施行令のほうの一部改正をもってやっていただくということでありますので、こういったものは、ある意味は、今までからご質問があったように、一部でも現状に合ったように軽減措置ということで歓迎されるものではないだろうかと考えております。

もう一つはですね、日ごろから介護とか、こういった保険というのは、国にとっても大きな社会保障、高齢化社会において大事な法律であるわけです。どちらかというと、骨太方針ということで言われる一つに入るんじゃないかなろうかなと。

かねがねから地方6団体と言われている中でも、こういった骨太の方針というのはきちっと持って継続し得る社会体制、社会をつくっていくべきだと申し上げている、要望も上げている中でのこうした改正でありますので、私は歓迎すべき改正というふうに受けとめております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

もちろん歓迎すべきことなんですけども、私が今、言っていたのは、以前は国自身はね、例えば、町とか自治体独自で保険料を減免するとか軽減するという動きに対しては、ある意味、ペナルティも含めて大変厳しい態度でそれを抑えてきたわけですよ。それを今、手のひらを返すように、国自身が政令を改正してでも公費を投入して保険料を引き下げざるを得ないという、こういうことに対して、やはり自治体の長として今後どう対応していくのかということをご検討いただきたいと思います。と思うんですね。

それで、課長にお聞きしたいんですけども、第 1 段階から第 3 段階というのはどのような収入状況の方ですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、所得の非課税世帯に当たる方になります。

1 段階につきましては、生活保護世帯、また、それに類似する世帯ということになってきますので、そのまま、まさに低所得者という形になってくるかと思います。ほとんどの方につきましては、年金のみの受給者ということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

そういうことですね、要は、大変年収の低い、年金でしか収入がないような方がこういったところに入ってこられると思うんですね。そういった方に軽減措置をするということは、ある意味、当たり前なんですけども、ただ、やはりそれでも年間これだけの額を負担しなくちゃいけないと。非課税の人で年金しかない人で、そういう人に対してもまだこれだけの保険料を支払わせるというのが現状だと思うんですね。

今回の負担軽減そのものは私も歓迎しておりますけども、ただ、やはりこれでよしとせずに、最後、町長にお聞きしておきますけども、町としてですね、国がやるからそれに合わせて、ただ単に改正するというだけじゃなくて、ここに上乘せしてでも、さらに町として保険料の軽減であるとか減免であるというものを適用していくということも、国がそういうふう動いているわけですからね。以前は国がそういうことをやらなかったわけですよ。町とか自治体がやろうと思ったら、それを抑えるみたいなことをしてきたけども、国自身もそういう方向に、今、行っているという点では、町としても可能な範囲で予算を投入してでも、もう少し、もう一歩踏み込んで、段々段階だけではなくて、ほかの段階の方も含めて減免制度等を検討し、実施すべきときじゃないかと。

実際、昨年度の決算の見込みを見ましても、介護保険特別会計の分についても大変黒字が出ておりますよね。そういったことも含めて、やはり余るぐらいの状況にもなっているわけですから、国の流れのある中で、町としての独自の上乗せ軽減措置というのも今後検討すべきじゃないかと思うんですけども、その辺、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、独自でやるというのは非常にハードルの高い内容であろうかと思っております。こういった内容については、この現状がこれでいいんだということやなしに、前からも答弁させていただいておりますように、1町で申し上げるだけやなしに町村会等を通じて、そして、国のほうではですね、国と地方の協議の場を持っていただいておりますので、6団体を通じてそういった声を上げていく、そういうことが大事だろうと思っておりますので、今後、そういった中で町村のこういった状況の声を大きく国のほうへ上げていきたいと、このように思っ

ております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

本当に最後にしますけども、最後は要望にしておきますけども、ハードルが高くないと思うんですよ、国自身がもうやっているんですからね。国自身が公費投入して軽減措置を始めているわけですから、町自身がやる気になればハードルなんてないと思いますよ、どこにハードルがあるのかよくわかりませんがね。もちろん国に対しては要望は今後も強めていただきたいけども、町として介護保険というのは町の事務なんですからね、ですから、やはり町の事務として今の負担状況は大変高いわけですから、さらに引き下げというか、負担軽減できるように独自の施策もしっかりと考えていただきたいと思うんです。

介護保険というのは、これに加えて利用料もかかってきますからね、ですから、今、国のほうでは年金というのは大変不足しているというのが問題になっておりますけども、こういったところにちゃんと町として手当していくということを今こそ検討していただきたいと、これは要望して終わりたいと思います。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３２号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３２号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第３３号 湯船マウンテンバイクの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第３３号の提案理由を申し上げます。

湯船マウンテンバイクランドについては、設置条例が平成３１年４月１日から施行されているところでありますが、今後の運営において指定管理者制度を活用いたしたく、その管理者につきましては、地域産業の振興の観点からも、地域活性化と一体となった施設への誘客促進の実現には、地元住民出資により設立された株式会社湯船に重要な役割が求められる分野でもあることから、株式会社湯船を湯船マウンテンバイクランドの管理者に指定いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

おはようございます。

私のほうから議案の説明をさせていただきます。議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

議案第３３号

湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定について

別紙のとおり、指定管理者を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和元年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定につきまして、指定管理者を次のように指定する。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称は湯船マウンテンバイクランドでございます。

1、和東町大字湯船小字藪田103番地及び同103番地の1。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社湯船 代表取締役 田中功。

3、指定管理者となる団体の住所、京都府相楽郡和東町大字湯船小字五の瀬250。

4、指定の期間、令和元年7月1日から令和4年3月31日まででございます。

資料No.33番に指定管理者となる団体の概要を記載してございます。

株式会社湯船の設立年月日は、平成29年7月24日でございます。

2番目の設立目的は、この法人は急激な高齢化が振興する湯船地区において、湯船地区の活性化、すなわち住民生活の安定や移住定住促進による人口増を達成するという公共性・公益性を有しつつ、従来の組織ではない新規事業をスピード感と経営感覚を持って実行することを目的とし、地域住民及び区の関連趣旨により設立された会社でございます。

3. 指定管理料は、290万円でございます。

おめくりいただきまして、裏面のほうに株式会社湯船より指定管理者の指定申請書を提出されてございます。添付書類といたしまして、事業計画書、定款、登記簿謄本をおつけしてございます。

湯船マウンテンバイクランドに係る3カ年の事業計画につきましてご説明いたしま

す。

湯船マウンテンバイクランドは関西では数少ない通年利用可能な常設のコースでございます。毎週日曜日にオープンしています。４月から１１月までは午前９時から午後４時まで、１２月から３月までは午前９時から午後３時まで利用することができる施設でございます。

中ほどの予算の歳出でございますが、コースメンテナンス１４５万円とレンタルバイクメンテナンス３０万３,０００円につきましては、一般会計当初予算で委託料として計上しておりましたが、今回、指定管理させていただくため補正予算で減額し、指定管理料として組みかえいたしております。

また、毎週日曜日のオープンの日には、来場者の安全を確保するため、マウンテンバイクに精通されている専門スタッフの方に指導に入ってもらう必要がございますので、人件費①でございますが、指導者謝金、人件費②につきましては、オープン日におけるマウンテンバイクランド内の倉庫等の施錠・開鍵、トイレなどの水管理並びに清掃業務、冬場の除雪作業や倒木作業の管理時の人件費を、また、人件費③につきましては、マウンテンバイクに関する問い合わせに対応するための事務局人件費を計上しています。そのほか来場者に係る保険代並びに事務局の労働保険料を計上しております。そのほか来場者に係る保険代並びに事務局の労働保険料を計上しております。まして、歳出合計３９６万９,５００円となっております。

歳入でございますが、過去の利用状況から、利用収入として１０６万９,５００円を見込んでおります。

以上、コースの管理運営、来場者対応に係る経費２９０万円を指定管理料として株式会社湯船にお支払いするものでございます。

２年後に迫りましたワールドマスタースゲームズ国際大会を控えまして、SNSによる情報発信や集客増に向けたイベントも計画しているところでございます。

平成３１年３月１５日に湯船マウンテンバイクランドの設置及び管理に関する条例を議決いただきましたので、今後の運営につきまして指定管理者制度を活用したく、

その管理につきましては、湯船地域の活性化と雇用の創出を図るため、地域住民の方が出資し、設立された株式会社湯船を管理者として指定したくお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

1 番、岡田 勇議員。

○1 番（岡田 勇君）

私、指定管理制度そのものにわからん、勉強不足で申しわけないんですけども。

まず、指定管理者、きょう可決されますとですね、町長、私もわからないところは失礼したいんですけど、きょうまでの経過ですね、指定管理者を株式会社湯船にするという経過ですね、それを若干教えてほしいんですけど。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これまでは湯船区、または公園管理があるんですけども、含めて湯船区を通じて援助をしていると、こういう形で進めてまいりました。当然、この土地そのものは財産区の土地でもありますので、そういったことを考慮して地元運営委託をしていたと、こういったことです。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○1 番（岡田 勇君）

これから指定管理者がまた多々あるかもわかりません。私、それで聞いたかったんですけども、手続上の問題なんですけども、条例に指定を受けようとするものに公募をすると。第2条に指定者を公募するとなっております。そういう団体に公募する

と。公募をされたのかどうか、いかがですか、町長。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

公募の場合もありますし、また、申請の場合もあるわけであります。今回は申請方式をとらせていただいております。これは過去から土地そのものが財産区にあり、地元湯船区がまちづくり会社、こういうことを考慮してこういう方法をとらせていただきました。

当然、場合によっては公募という方法もあります。それは今、岡田議員が質問のありとおりでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

私は別にこの問題について反対じゃないんです。手続上の問題だけね、条例には、第1条には、必ず町長は手続をちゃんとしなくてはならないとなっております。町長がおっしゃっているのは、多分、5条のそれ以外のことについて町長の権限でできるということになっておるんですけども、手続上、公募してないと。公募はしてないけども、どういうわけでこれを選定したんだと、その辺が第5条に載っておられる、多分、町長は知っておられると思うんですけども、それを適用ですか。どうですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁させていただきましたように、公募、そしてまた公募だけやなしに、また、いろんな申請を受けてやる場合もあります。今回の場合は、申し上げましたよう

に、湯船からまちづくり会社、湯船区住民の方で出資して、そして区も挙げておられると、こういうことでありますので、そういう状況をかんがみて、今回、その方法をとらせていただいたと、こういうことです。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

そうすると、湯船から申請を受けられたということですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さんの議案の手元のところに添付しておりますね。開いていただきたいと思います。

令和元年6月11日付で受け付けいたしております。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

だから、6月11日付で申請を受けて、それで町長が受理するか。議決をしてもらうに議会はしたと、そういう経緯ですね。今後ですね、町内で指定管理があった場合、そういう手続上の問題さえきちっとできれば、議会に諮ってもらえるということですね。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まず、公共施設を設置条例を設けて設置をするわけであります。その設置条例の運

営の仕方で指定管理という項目はまずは入れていかなきゃならない。そして、その指定管理という方法があればですね、今、申されたように、公募が適しているのか、いわゆる民間でやるほうが適しているのか、いわゆるまちづくり会社みたいなのが適しているのかとか、こういったところ分かれ目にありますが、第1段階としては、指定管理として運営することができるという手法を設置条例に入れておかないと、なしには全てそういう方法をとるというのは難しいんじゃないかならうかと。まずは指定管理の中でそういう方法をとって条例で入れるということが大事。そして、今、言う方法については、今、岡田議員が言われるように、いろんな手法で選択方法があると思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

きょうはね、町長、手続上のことはちゃんと条例上に基づいてきちっとしてほしいと、これがでたらめだという意味ではないんですよ。例えば、1条、2条、それ以外にも町長が判断する場合があります、そう書いてあるんですけどね、そういうものも含めて、今後こういうことがあったら慎重にしてほしいということで、私はそういうことをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（小西 啓君）

7番、岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

公の施設についてのこういった指定管理者制度というものがよく利用される場所であるんですけども、これのねらいというのは、民間事業者に委ねて、そして民間事業者のすぐれた管理ノウハウや技術等を活用することによって、管理経費の縮減、あるいはまた、利用者のサービスの向上等を期待をするというところの中からこうい

った指定管理者制度というものがあるかと考えております。

そういった中で考えるんですけども、指定管理者制度によりまして、こういった施設が適正かつ効率的な公の施設管理運営を担保する観点から、指定管理者の管理運営や財務の状況等々について適宜モニタリングをするというふうな形をとられるということはないのかなと、また、あってもいいのかなと、このように考える。

ただ、管理制度したよという形の中で、放任して任せっきりというんですかね、放任とは言わないんですけども、そういったことにやや陥りがちになってくるんじゃないかなと思いますので、これからいろんなこういった制度ができるに当たりまして、先ほど言いましたように、モニタリングによって管理とは言いませんけども、お互いにオープンな管理事業をつくり上げていくというふうな形をとるのがベターじゃないのか、このように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど岡田議員の質問とダブるわけではありますが、こういった公共施設はですね、ある意味ではこのほうが公共を管理する上において非常に有効的で、また、いいという判断に立って指定管理方式をいろんなところで設けられましたですね。それを受けて条例を設置しなきゃならない。

条例ではですね、先ほど岡田議員が言われたように、公募でやる場合もありますし、公募のほうがより効果があるだろう。そういう場合は公募で上げますが、公募によらずして、さらに効果が上がるということが明確であれば、今、言われたように、町長の判断で申請を受ける。今回の場合はそのケースなんですけどね。

これは何かというたら、先ほど課長のほうからも答弁ありましたように、先ほど言いましたように、これを管理することで、先ほど言いましたように、用地そのものは

財産区であって地元です。そして、地元の雇用の場も図りたいと。いろんなことをまちづくりの活性化に生かせたいと。管理と維持と合わせて活性化にもつながる、こういう地域づくりという観点から、こういう形をとらせていただきました。

今、言われたように、慎重にいろんな方法を検討してやる方法も手法の一つだと思いますが、今回の場合はそれを待たずして、ご案内のとおり、そのほうがより効果がある。どなたも感じられるような、今までは直営で運営委託というんですか、いわゆる補助というんですか、先ほどの予算のと通りの形で運営してきたんだけど、今回はこうするほうがより妥当だというふうに判断しました。

場合によっては指定管理というのはこれからふえていくと思いますので、今、岡田議員が言われたことも十分踏まえて、内容によっては、効果を上げるためにも広く皆さんの声も聞きながら、そしてやっていくということも大事だろうと思います。それも町長の判断の中にはいつてくるだろうと思います。これから今、言われた質問を十分に参考にしながら、以後については進めていきたい。今回の場合は明らかにこういう方法であると思って申請しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

済みません、私のほうから岡田 勇議員、岡田泰正議員さんのご質問に対しまして少しお答えさせていただきたいと思います。

まず、指定管理の手続に関しまして、議員がおっしゃいましたように、必ず公募ということが前提になってまいります。今回、公募によらない指定管理者の公募ということで、一定ですね、公共的団体の場合ということで考えさせていただきまして、指定の手続等に関する条例第5条の第1項第1号の公共的団体という形で、その手続に基づかない、公募ではないという選定をさせていただいています。

こちらのほうは、和束町の株式会社湯船におかれましては、和束町からもまちづく

り会社として頑張っていたきたいということで応援させていただいている会社でございますので、そういった公共的な要素が強いという観点の中と、あと、これまでのこの事業、マウンテンバイクにつきましては、平成24年に遡りまして、早稲田大学の協定に基づきました提案で始まったものでございまして、湯船の住民の皆様は非常に協力していただいているという、これまでのボランティアも含めまして、いろんな活動ということで、その方々が出資された会社ということで公募しなかったわけでございます。

もう1点は、この予算に関しましてオープンにしてモニタリング管理するというところで、今後2年後のワールドマスタース、また、それ以降のマウンテンバイクの利活用ということで密接に関係しながら、任せっ放しじゃなくて、町のほうとかが湯船のほうと連携をとれまして進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

議員の皆様一言言っておきます。

担当課長は非常に勉強しておりますので、町長には政治決断を最後にしていただくような感じで質問していただければいいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

8番、岡本議員。

○8番（岡本正意君）

計画の中の確認をしておきたいと思うんですけども、人件費の中で専門家による指導者謝金ということで上げられておりますけども、一つは、この専門家というのがどういう方を指して専門家というふうになるのかということをお教えしてもらいたいのと、この部分だけが3年間で予算がふえていっているんですけども、それは人はふやそうとしているのか、単価が上がっているのか、その辺どうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

この専門家というのは、滋賀県、それから木津川市のほうからマウンテンバイクに関して専門的に営業されている方がいらっしゃいますので、その方にペダルの高さとか、いろいろ身長によってバイクの高さが異なりますので、そういう調整でありましたり、あるいはコースの整備もそうですけれども、整備の管理をきっちりしてもらわないと、湯船のほうは山の中を走っていただく中級以上のコースでございますので、専門的な立場から2名ずつ入っていただくと。コースの最初のスタートコースと、それから山の中に入っていただく方が1名ということで、毎回2名ずつ対応していただくと。

年間、日曜日、主にしてもらってます。一部祝日も入っていただいておりますので、年間44回から50回程度の間で入っていただいておりますので、その方の二人分の金額で、交通込みの金額となっております。

毎年、金額が上がってますのは、その下の歳入もごらんいただきましたら、集客ということで、この方たちも含めまして株式会社が集客イベントも開催されるということで、利用者を多く獲得しようという、そういう計画でございますので、利用者がふえますと、もちろんつく人もそれだけの安全管理も必要になってきますし、今は2名体制でございますが、今年度、ワールドマスターズに向けた正式な100メートルの6メートルコースができましたら、さらに管理が必要になるということで、そういった内容で、この専門スタッフにつきましては謝金ということで上げさせていただいているという状況でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

それですね、もちろんそういった方に入っていて、いろんなアドバイスとか、具体的な運営についてかかわっていただくということなんですけども、ただ、やはりマウンテンバイクランド自身はスポーツ施設ということがあります。だから、そういう方を使っているということがあると思うんですけども、ただ、やはり指定管理を受ける株式会社湯船自身がスポーツ施設を管理運営していくという意味でのノウハウ的なものとかね、そういったものも含めて、安全の確保も含めて、一定、会社としてそういったものに精通していくということもね、全て専門家に丸投げとかということじゃなくて、一定のことの連携をやるという意味でも、会社として責任を持てる体制を持っていかないと、こういう施設を安全に管理していくというのは難しい面があると思うんです。その辺はどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまの安全面に関してでございますが、先ほどのご質問は、人件費①の指導者謝金ということで、その下の人件費②に係る除雪・倒木というのは株式会社湯船で当日のコースの安全をしていただくということになっておりますし、町としましても、今回の6月補正でAEDの設置を予算上げさせていただくということで要望しておりますので、安全面も含めまして株式会社湯船で指定管理させていただくということでご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

最後に町長にお聞きしておきたいですけども、いろいろ運動公園の関係とか、公共

施設について指定管理ができる環境を広げていくということも後で提案もされようとしているんですけども、指定管理というのはかなり長い歴史もありまして、別に今に始まったわけじゃないんですけども、悪く運用すると、公の施設を民間にどんどん丸投げして、とにかく効率的にやってもらって、赤字が出たらそれを利用料にはね返すとか、そういう中で、どんどん公共施設が民間化していったって、利用者にとって利用しにくいような状況になっていっているという例もたくさんあるんですね。それはそうになると、住民の税金でつくった公共施設を民間の利益のために売り渡すみたいな、やり方によってはそういう役目も果たしている側面もあるんです。

今回も観光案内所等も含めて、一定、公の性格を持った町内の団体に対して指定管理されているという意味で、公共性というのは保たれている部分もあると思うんですけども、民間全てだめと言っているわけじゃないんですけども、ただ、やはり前後的ないろんなケースを見ておりまして、どうしても利益優先になって、利用者を主体にした運営がなかなか難しくなっているというあれもありますので、そうならないように、町として公共施設をちゃんと守っていくという側面でのかかわりも、今後ますますこういうことをするんだったら必要になってくると思いますので、その辺、町長のお考えだけ聞いておきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほどとダブって恐縮ですけども、今回、こういったマウンテンバイクを通じて、そしてこういうスポーツが一つは普及していくというのも大事であろうと。かねて小学校の先生からも、クラブをつくってイケたらというような話も聞かせていただいたこともあるわけなんですけど、まずはマウンテンバイクを普及していくと、スポーツとして普及していくというのも一つの方法だろうと思っております。

そういうこともあって、今、申し上げましたように、専門家でいろいろあるわけなんです、この専門家も日本自転車協会に加入されて、そして精通されて、そしてこの中で世界大会、国の大会でも開けることもできるようなことであって、誰かれなしにお任せするということではないわけでありまして、そういう趣旨が生かされるような形をとっていきたい。そこへあわせて、先ほどお答えさせていただいた、今、岡本議員の質問にもありましたように観光性、そして雇用の方、地域の活性化、そしていろんな多面的なものに広めていくということも大事だと。そのためには地域の人たちがまず立ち上がって、地域ぐるみで取り組むという姿勢が大事だと。

そういう観点から考えて、当然、湯船の株式会社は地域づくりをやっていこう、まちづくりをやっていこうという会社でありますので、そこへ今回委託し、岡本議員が言われた定款に基づいている内容の実現していくための一つの手段として、今回、こういった指定管理をするほうがより懸命であろうと、こういう判断をとっているわけであります。

当然、岡本議員が言われた、全て指定管理じゃなしに、やっぱり責任を持ってやっていく以上は、質問がありましたように、その趣旨が生かされていくという観点から考えていくべきだろうと思っておりますので、その点、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３３号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３３号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第３４号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第３４号の提案理由を申し上げます。

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に伴い、和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたしたく、提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第３４号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第３４号

和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、条例の内容でございます。

和東町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
部を改正する条例

和東町と投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「1万2,600円」を「1万2,800円」に、「1万600円」を「1万800円」に、「1万700円」を「1万900円」に、「8,800円」を「8,900」に、「1万1,100円」を「1万1,300円」に、「9,500円」を「9,600円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ということで、資料No.34の新旧対照表に基づきまして、再度、説明申し上げます。

改正後につきましては、投票管理者の報酬が1万2,600円を1万2,800円に、開票管理者につきましては1万600円を1万800円に、選挙長につきましては1万600円を1万800円に、投票立会人につきましては1万700円を1万900円に、開票立会人につきましては8,800円を8,900円に、選挙立会人につきましては8,800円を8,900円に、期日前投票所の管理者につきましては1万1,100円を1万1,300円に、期日前投票所の投票立会人につきましては9,500円を9,600円に改正させていただくものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３４号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３４号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第３５号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第３５号の提案理由を申し上げます。

公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の締結については、令和元年６月１１日に一般競争に附し、落札者が決定したことから、地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づき、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

真重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第３５号についての説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第３５号

公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因す

る道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の締結について

令和元年６月１１日一般競争入札に附した、町道（北部１号）白栖別所線地すべり災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

事業概要でございます。

- １．事業名 公共土木施設災害復旧事業
- ２．工事名 町道白栖別所線地すべり災害復旧工事
- ３．工事場所 京都府相楽郡和束町大字別所地内
- ４．契約金額 ６，２９１万円
- ５．契約の相手方 山口吉村特定建設工事共同企業体 代表 山口和香奈
- ６．契約の方法 地方自治法第２３４条の規定による一般競争
- ７．工期 議会の議決を得た日の翌日から令和２年３月２０日
- ８．支出の科目 和束町一般会計
(款) １０ 災害復旧費
(項) ０２ 公共土木災害復旧費
(目) ０１ 道路橋りょう施設災害復旧費
(節) １５ 工事請負費

令和元年６月２０日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、資料No. 35をお願いいたします。

工事の概要でございます。

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事概要。

1. 工事の内容、土工一式、鋼管杭工17本、集水ボーリング工4本、コンクリートブロック積工17平米、巻立コンクリート工60立米、アスファルト舗装工258平米。

2. 入札参加業者。

順位、業者名称、入札金額で読み上げさせていただきます。

落札、山口吉村特定建設工事共同企業体5,825万円、山城岡田特定建設工事共同企業体5,851万円、井上・山喜特定建設工事共同企業体5,855万円。

税抜予定価格6,127万6,000円、税抜最低制限価格5,453万5,000円、請負率は95.06%でございます。

隣に3番でつけております図面にしてください。

議員各位には何かとご心労をかけておりました白栖別所線の工事でございます。場所につきましては、極楽寺、別所公民館の直下でございます。

今回の工事につきましては、図面の下側に記入しております太字でかいております部分の杭を17本打ちまして工事を行うというのが大きな工事でございます。

原因につきましては、地下水位の上昇ということで、今回、地下水位の上昇による地すべりが起因する災害ということで、抑止工法がメインでございます。この工法によりまして法面を補強し、その後、道路の路面を復旧するというような工法をとります。

ただ、今回、杭を発注いたしまして、杭が施工できましてからの工事となりますので、発注後の期間を含めると、約1年弱の期間が要するということで、先日6月11日に入札を執行させていただいた次第でございます。

工事の完成につきましては、来年3月上旬を目指しておりますので、ご理解のほど

よろしく願いいたします。

私の説明は以上とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、岡田泰正議員。

○7 番（岡田泰正君）

この場所については、一応、視察をいただきました。

質問させていただくんですけども、そのときに、一応、土地全体が動いているんじゃないかなという疑惑の中で、ピアノ線を張って調査をされておりました。

今回は地すべりということで災害復旧工事ということなんですけども、結局、多くの降水によって地すべりが起こったというふうに考えておられると思うんですけども、どちらの形の中で、多くの雨によって地すべりが起こった、あるいはさっき言いましたように、土地全体が動いていることによって地すべりが起こった、どちらのほうの選択なんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡田議員のご質問でございます。図面をお開きいただきまして、ちょうど図面の中央部に強調した黒い線が3本縦に入っております。これが先ほど言われました伸縮計のピアノ線でございます。これは確かに土塊が動く状態を見ております。中央部が割落した部分を見ている伸縮計でございます。下部がその後の移動を見ている部分でございます。上部においておりますのが地山との関係を見ている伸縮計でございます。

今のお話ですけれども、実際のところ、水位の上昇はございます。それと、降雨が起
因しているというのは間違いなく、昨年９月、１０月の豪雨時の雨で大きな動きは
出しております。これが地下水位の上昇というところの一番の大きな原因だと思いま
す。

現場自身は昨年の西日本豪雨時に大きな割落を起こしておりますので、この段階で
道路災害復旧という点もございましたが、土塊全体、その周辺全体を確認する必要が
ございましたので、今回、地すべりが起因する災害ということで国のほうの採択を得
た次第でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○７番（岡田泰正君）

私が聞いているのはね、その土地全体が動いているのか、あるいは今おっしゃった
ように、降水によって土砂災害が起こったのか、それによって工事の工法というもの
がおのずと根本的に変わってくると思うんですね。その点については土地状況の説明
をお願いしたいと、こういうことです。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

再度申し上げます。

先ほど言いました強調した一番上部の部分と下部の部分の伸縮計が土地全体が動い
ているかどうかを計測している部分でございます。中で大きく動いているのは、中央
の一番長い伸縮計、それと下部の競り上がりの伸縮計でございます。土地全体につ
きましては、一番上部の伸縮計自身が大きな動きを出しておりませんので、今回の地
すべりにつきましては、ブロックのみの動きと考えております。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 35 号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 35 号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前 10 時 40 分まで休憩いたします。

休憩（午前 10 時 29 分～午前 10 時 40 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議案第 36 号 京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 36 号 京都地方税機構規約の一部を変更する規約についての提案理由を申し上げます。

京都地方税機構が処理する事務に、新たに固定資産税のうち償却資産に限る申告書

等の受け付け等の事務を追加するとともに、平成２８年度及び平成３１年度税制改正に対応するため、その規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほか２３市町村と協議したいので、地方自治法第２９１条の１１の規定により、提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

私から、議案第３６号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第３６号

京都地方税機構規約の変更について

地方自治法第２９１条の３第１項の規定により、京都地方税機構規約の一部を次のように変更する。

令和元年６月２０日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

議長のお許しをいただきましたので、資料Ｎｏ．３６のページ番号を打っておりますが、６ページにございます京都地方税機構規約の一部を変更する規約の概要によりましてご説明申し上げます。

まず、第４条の改正でございます。第４条につきましては、広域連合の処理する事務を規定しております。

第１号及び第２号につきましては、税制改正に対応するものでございます。

第１号につきましては、平成３１年度税制改正への対応ということで、広域連合が処理する事務のうち一部税目の名称の変更となっております。一部税目といいますのは、地方法人特別税が特別法人事業税に名称変更となっております。

また、根拠法令の変更ということで、地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条が特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条に変更となっております。

第2号につきましては、平成28年度の税制改正に対応するものでございます。広域連合が処理する事務のうち車体課税に係る税目の名称変更、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税につきまして、自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割と名称変更されております。

それと、税額の算定範囲の定義が変わっております。軽自動車税に係るものを除くという規定でございましたが、自動車税の環境性能割、証紙徴集の方法によって徴集する自動車税の種別割、または軽自動車税の環境性能割に係るものに限るという規定の仕方に変わります。

続きまして、第3号の追加でございます。償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等市町村に直接提出されるものを除く受け付け、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務、これが追加されるということでございます。

この第3号の追加に伴いまして別表が改正されます。別表につきましては、構成市町村の負担金でございます。

まず、基本負担額につきましては、経費の100分の5相当額を構成市町村の数で割った金額となります。

人口割額につきましては、経費の100分の47.5相当額に京都市を除きます京都府内市町村人口分の当該市町村人口を掛けたものが人口割額となります。

納税義務者数割額、経費の100分の47.5の6分の5相当額。6分の5の横に2と一文字入っておりますが、これは削除していただきたいと思います。それに京都府内の市町村の納税義務者数分の当該市町村の納税義務者数、いずれも免税点未満のものを除きます。それを掛けたものが納税義務者数割額となります。

調定金額相当額割額、経費の100分の47.5の6分の1相当額に京都市を除きます京都府内市町村の償却資産に係る固定資産税の調整金額相当額分の当該市町村の償却資産に係る固定資産税の調定金額相当額を掛けたものが調定金額相当額割額となります。

施工期日でございますが、第4条第1号及び第2号の改正規定につきましては令和元年10月1日、上記以外、第3号の追加に係る分でございます。追加と別表の改正の分につきましては、総務大臣の許可の日ということになっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回の地方税機構の規約の一部変更についてですけども、とりわけですね、第3号の追加について、いわゆる固定資産税に係る事務について税機構の事務に移管するということになるわけですけども、もともとの税機構というのは、徴収業務について、より効率的に徴収率を引き上げていくということを目的につくられたということが経過としてあるんですけども、ただ、やはり課税につきましては、各市町村に由来するといえますか、課税権自身は市町村にあるという原則の中で、こういったものがどんどん税機構に移ることによって市町村の課税権の侵害に当たるんじゃないかという指摘もあるんですけども、町長はその辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今回は、基本的には地方税機構は、今、ご質問いただいた内容等のものを踏まえていると思いますが、そういったもの等を含めてですね、今回、償却資産のように、ど

こも同じような状況であるものは、より一度に市町村ごとにやるよりも、一つのところでやるほうが、より合理的というところにおいてですね、今回こういう方法をとらせていただいているわけであります。

そういう意味では、原則論の考えと合わせて、こういった税機構の機構を生かして、より合理的、そして能率的にいける方法というのを今後も追求していく方向にあるだろうと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私が聞いてますのは、それによって効率的にどうこうという話じゃなくて、いかにどれだけ効率的であったとしても課税業務というのは各自治体に権限があるというかね、課税権というのは各市町村にあるという原則にとって、その侵害に当たるんじゃないかという指摘がありますけども、町長はどうお考えか、それはそう思われないうんですかということを端的に聞いているんで、そこをお答えいただきたいのと、もう1点は、地方税機構の今後についてですけども、こういった課税業務についても、今回こういう形で固定資産税というものが移管するという提案なんですけども、今後そういった課税業務自身をどんどん税機構に移していくというような方針というか、計画というのが税機構にあるんですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、課税権そのものというのと、原則は今ご質問があるところ、慎重にやらなきゃならない問題はあろうかと思います。

しかし、先ほど私、答弁させていただきましたように、内容等がどこの市町村も同

じ等についてはですね、どこでやっても課税権そのものの本質的な侵害にはならないと。

例えば、各町村の独自にやっている分が、どこか違う率でもって処理するとか、そういうことになる、これはまたそういったところに影響があるかと思いますが、そうじゃなしに、どこともやっても同じ形のものについてはですね、先ほど私も申し上げましたような方向で処理するという方向にあると思っております。広く広がっていくということになればですね、この辺のところはまた慎重に検討していくべきだと思います。

今回、償却資産は受け付け業務と、そしてそれによって計算をして、そしてやるという手法だけの問題でありますので、課税権という、今、質問があるような形ですぐとらえられるかというたら、私はそういう意味でもないだろうと。さっき言ったみたいな単純な業務だけの移管だということにご理解いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる課税権の中身はね、単純な業務だったらそれは課税権に当たらないみたいなことを言われましたけども、どんな業務を含めて、一つまとめて課税権とか形成すると思うんですね。結局いろんな細かい業務だからということで、どんどんどんどんそれを外して行ってですね、結局、最後残ったら、これも全部、本体も全部みたいな話に多分なって、こういうことを許しているとそういうことになっていくんだらうというふうに今の答弁を聞いても大変危惧しているところです。

それとですね、課長にお聞きしたいんですけども、従来から指摘しておりますし、他の議員からも付随した話もあるんですけども、税機構というのができて、いわゆる滞納分というものが発生したときに移管すると。国保税や住民税などですね、税にかかわるものについては移管していくということがされているんですけども、移管した

途端に、要は、町のほうもかかわりがなくなってしまうと。向こうでやっていただいていますと。税機構は税機構で、移管された分については納税者の状況とかは全くつかもうとせずに、とにかく督促だけ送って、いついつまでに払わなかったら差し押さえになりますとかね、そういう文書による督促しか行わないという状況の中で、要は、本当に納税者にどう寄り添ってちゃんと払えるようにしていくとかね、適切な分納も含めてやっていくということがどんどんできにくくなっているという状況があると思うんです。

それで、一つのケースとして課長にお聞きしたいんですけど、こういうお話を聞くんですね。

例えば、町のほうからの督促がありますね。その督促では、いついつまでに納付してくださいというふうに書いてあります。けども、次また税機構のほうから同じように督促が来る、同時ぐらいに。そこには、いわゆる町が言っている督促期日よりも早い期日で納めてくださいという記述があって、それまでに納められなかったら、差し押さえも含めて云々という話になって、これはどっちがどうなのかというようなお話も聞くんですけども、なぜそのような同じ税について督促の期日がずれてくるのかですね、その辺どういうふうに説明されますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

滞納が発生しまして、最初の納期限から大体１５日後ぐらいに締めまして、督促を発送します。その際に大体、通常でしたら月末ぐらいの納期限を設定して督促状を発送します。それと同時に、税機構に滞納のデータということで移管します。

移管後の徴集につきましては、税機構の業務ということになります。税機構から行くのは督促ではなくて催告書でございます。督促とはまた法的な位置づけが違うもの

でございますので、そういった関係から違う日付になっているのかな。確認はして
おりませんが、そう考えられるというふうに考えています。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後、よく聞き取れないような話だったんですけどね、催促と督促は違うんだと。
だから、期日も違ってくるんだということですか、同じ税なのに。

いわゆる税機構のほうが多く早く納めてくださいというふうに催促が来て、しかも、単
なる催促じゃないんですよ。それまでに納めなかったら差し押さえするというような、
そういう期日になっているということなんですよ。だけど町から来ている分について
は、それよりも先の期日までに納めてくださいというふうになっているんです。例え
ば、それは町のほうを信じてそこまで納めれたらいいかということでそうなった場合
に、税機構のほうはそれ以前に期日がありますから納めなかったというふうな事実が
起こったときに、差し押さえみたいな義務に入ったときに、町のほうの期日って一体
どんな意味があるんですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

町が発送する督促につきましては、一定の基準に基づいて設定しております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

じゃあ、税機構のほうは一定のそういうあれに基づいてやってないということですか。

同じ税を徴集するのに、要は、期日がずれてるというね、税機構と町のほうで対応が分かれているということでしょう。しかも税機構のほうが早く催促しているんですよ。それまでに払ってくださいという一般論じゃなくて、要は、差し押さえということを行っているんですよ。だけど、町のほうは、その先の期日で、それまでに払ってくださいというふうに督促を出しているんですよ。町のほうの督促を信じたらいいいんですか。税機構のほうを信じたらいいいんですか。それはどうなんですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

移管後の徴集につきましては、税機構のほうが権限を持っているということでございますが、済みません、この件につきましては、また調べてお答えさせていただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そんなこと調べないとわからないんですか。自分たちで責任をもって法に基づいて督促を出しているんでしょう。税機構のほうはどんな文書を出しているか知らんということでしょう。

向こうは向こうで権限を持ってやっているんだから、例えば、町が何日までというふうに督促したってね、それ以前に催促してても、町のほうはそんなん知らんと。何のために町は督促を出しているんですか。同じ税金の徴集に、なぜ、そういうずれが起こるんですか。そういったことが説明かなぜできないんですか、今。税機構に確認しないとわからんことなんですか。

そんなことだったら税機構に移管すべきじゃないんじゃないんですか。そんないいか

げんなね、言ったら、二重の督促をしているんですよ。同じ期日だったらわかりますよ。けども、町のほうが後になっていて、税機構のほうがさきになっていて、しかも差し押さえという話もしながら催促しているんですよ。なぜ、そんなダブルスタンダードみたいな督促になるんですか。今すぐ説明してください。

そんなことわからんと移管しているんですか。向こうに権限があるから、要は、納税者にしてみたら物すごく違うわけですよ、それまでに納めるのか、もうちょっと後、余裕があるのかという点ではね。そういう事情って全然わかってないということじゃないんですか。

それぞれがそれぞれで徴収業務をしてて、それぞれ何をやってるかわからないと。納税者は両方から督促が来て、どっちに対応していいか苦慮しているっていうような状況があるんですよ。税機構というのはそんないいかげんな組織なんですか。町長、どうですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ふつう流れとしては、税金は納期がありますので、納税者に、この日まで納めてくださいねということで、まず納期で税を発行いたします。納まるところはそれでいいんですけども、納まらなければ督促を出します。その督促の内容に、いつまで納めていただかなければ、場合によったら税機構に徴集業務を移管いたしますよということをお納税者に通知を出します。そして、移管されて初めて税機構が動くわけであります。

そして、その中で税機構なりのやり方、催告も含めてですね、そして差し押さえ業務に入っておりますから、だから、私たちの町の業務の中にある範囲で税機構は動かない。税機構は移管されてから動きますから、だから、税機構へ移管して、移管した後も納めてくださいて二重的な通知というのは、もしあるとすれば、それはもう一つ

チェックをかけて事務を私も見てみないと、そういうことを考えられないというのが私の判断であります。

私の所管の中にある範囲では、和束町が責任を持って和束町名でやっていますが、それを越えて移管したら、税機構の責任でやってもらっておりますので、そこまでタッチしてやれるということを、私も、今、言われている内容そのものが理解されてないところがあります。

私が今、答弁させていただきましたように、税機構へ移らん先に税機構から催促も何も入るわけでありません。移ってから入ります。うちはこれが入らなかったら税機構へ移管いたしますよと、こういうことでやりますので、一連の中での処理だということでご理解いただきたい。もし、そういうものがあれば、先ほど課長も言ってますように、そんなことがあるのかどうかきちっと調べて、そして対応していきたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

大変いいかげんやと思うんですね。結局、丸投げしているからそんなことになるんですよ、人の税金というかね、そういう納期について、連携せずに、それぞれがそれぞれで縦割りで業務をしているから。だから、初めに言いましたけど、要は、移管したらもう知りませんと。町は全部、税機構に任せてますから、納税者がどういう状況になっているか調べようとしなんでしょう。税機構だって調べませんよ、督促を送るだけだから。

直接電話して聞いているわけですからね。されるんですかっていったら、訪問とか絶対しないと言ってはるんですよ、人もいないから。それは税機構の方が言っているんですよ、私が言っているんじゃないくて。一切しないで言うてはりますよ、電話も。文書による督促しかしませんと。向こうが何か言ってきたら対応するけども、自分か

ら訪問したりとか電話したりというのは一切しません。町だって移管したらあとは税機構にお任せだから、ようは何もしないわけでしょう。本当に納税者が置き去りにされているということだと思ふんですよ。

今度の案件だってね。同じ税金についての徴収に納期が二重にあるなんてあり得ないじゃないですか。そんなこともチェックできずに、税機構にどんどんそうやって業務を移管して、先ほどのこともそうだけでも、「効率的だ」「効率的だ」と言うけれども、何も効率的じゃないじゃないですか。

税機構だって、限られた人数で物すごい人数の業務をされていますから、余計なことといったら変ですけども、本当に丁寧には多分できないんですよ。そういうところに納税者のそういった権利というか、そういったものを委ねてしまっていていいのかということが問われていると思いますんで、こういうことを安易に業務が効率的だからといって、どんどんどんどん移管していくと。それが課税権の侵害にも当たらないんだということをのうのうと言われるような態度だと、こういったことがどんどん起こりますから、ちゃんとチェックしていただいて、移管の形にしても機械的に移管するんじゃなくて、ちゃんと状況を把握するとかいうことも含めてやっていただくということを強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３６号 京都地方税機構規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第３６号 京都地方税機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第３７号 和束町立和束運動公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第３７号の提案理由を申し上げます。

和束町立和束運動公園の設置及び管理に関して、指定管理者の規定及び管理内容を明確にするため、条例の一部を改正するものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、提案説明をさせていただきます。

議案第３７号をお開きください。

議案第３７号

和束町立和束運動公園条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年６月２０日提出

和束町長 堀 忠雄

１枚おめくりください。

和東町立和東運動公園条例の一部を改正する条例

和東町立和東運動公園条例の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第9条 町長は、運動公園の管理上、必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、運動公園を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により、運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続等は、和東町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の定めるところによる。

3 第1項の規定により、指定管理者に運動公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第1号 第4条に規定する施設の使用許可

2 第5条に規定する使用料等の徴収

3 運動公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

4 その他運動公園の管理上、町長が必要が認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行するということで、資料No.37号の新旧対照表をごらんください。

現行、右側の管理のところでは第9条でございますが、この分につきまして、先ほど朗読いたしました改正案ということで、第9条を改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３７号 和束町立和束運動公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３７号 和束町立和束運動公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第３８号 和束ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第３８号の提案理由を申し上げます。

和束ふれあい工房の設置及び管理に関して、指定管理者の規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第３８号の提案を説明させていただきます。

議案第３８号をお開きください。

議案第 38 号

和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年 6 月 20 日 提出

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 3 条 町長は、和東ふれあい工房の管理上、必要と認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、和東ふれあい工房を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により、和東ふれあい工房の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、和東町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めるところによる。

3 第 1 項の規定により指定管理者に和東ふれあい工房の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第 1 号 和東ふれあい工房施設の使用許可

第 2 号 和東ふれあい工房の施設及び設備の維持管理に関する業務

第 3 号 その他和東ふれあい工房の管理上、町長が必要と認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行するということで、右側の No. 38 の資料、新旧

対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正案でございます。

第3条 右側の現行の第3条を左側、第4条ということで、条例を一つ繰り下げまして、第2条を朗読させていただいた分を第3条として改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

6番、井上武津男議員。

○6番（井上武津男君）

一つお聞きしたいんですけれども、ふれあい工房と、そしてその上にある天空カフェも一緒にこの条約の中に入ってしまうんでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

天空カフェにつきましては、和東運動公園の設置のほうに入っておりまして、あくまでもこれはふれあい工房。芝生の中にある施設の一つでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

8番、岡本議員。

○8番（岡本正意君）

このふれあい工房というのは、いわゆる今で言うテラス和東ということだというふうに思うんですけれども、先ほどの運動公園にしましても、今まででいうと活性化センターのほうで委託というか管理していただいていたわけなんですけれども、今回あえて指定

管理者の条項を入れるという意味は、近いところでそういった指定管理にするという
ような何か見通しみたいなものがあるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今おっしゃられましたように、現在、ふれあい工房の設置条例のみでございまして、
運動公園につきましては、管理を委託することができるというような従来条例がござ
いました。この和東ふれあい工房につきましてはそれがございませんでしたので、指
定管理者にお任せすることができるということで条例を追加させていただいたという
ことでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今現在の方はどなたがされているんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

直接的には、本課、農村振興課のほうになっております。そのあたりで明確に施設
の部分で指定管理をさせることができるという形の中でしていこうということでござ
いますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほどの湯船のマウンテンバイクのときにもちょっと言いましたけども、どれもこれも公共施設を指定管理できるようにするみたいなことの機械的な部分に反対するんですけど、一定、やはり目的というのがあると思うんです。とにかくできるようにだけしておこうみたいなことでなくて、それぞれ運動公園なり、ふれあい工房なりというものをどのように有効活用していくのかとか、活性化につなげていくのかとかいうような一定のそういう方針があって、その中で指定管理というものがそれに資するんじゃないかというようなことがあってこういうことをされているのかどうかということなんですけど、先ほどもそれに至る経過という話がありましたけども、そういったものがちゃんとないと、どれもこれもとにかく指定管理すればいいんだということにもとれる状況もありますので、そこで町長、説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

現状では和東運動公園というのは委託をしているとか、和東テラスについてなんですけども、直接所管課で管理すると。そういう状態での管理というよりも、やっぱり一体的に管理するということも大事だろうと思っております。

そして、もう一つ、今までの利用から見てみますと、直接使用料、いろいろ管理をしていくわけですので、そういったものもありますので、そういった観点からもきちりしていく必要があろうかなと。

こういうことを考えていきますと、指定管理というのは、利用においても広く普及していきます。それで、また、関連さすこともできます。公的管理いろんな面においても、こういった責任も果たせます。そういうことを考えていきますと、こういった施設というのは、指定管理するか全部が委託運営するほうが、より効果的だろうというように思っております。

今回そういう意味で、条例上、まずは設置条例の中で考え方を統一して今後やっていくと、こういうことで、今回、先ほどの条例改正と合わせて条例改正をさせていただきました。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３８号 和束ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

全員起立です。

したがって、議案第３８号 和束ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時２０分～午後１時３０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９、議案第２７号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第２号）、議案第２８号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第２９号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第３０号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第３１号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２７号から議案第３１号の提案理由を申し上げます。

議案第２７号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第２号）は、プレミアム付商品券事業、祝橋及び石寺橋整備に係る測量設計事業、湯船メンテナンスバイクランド指定管理者委託料、ワールドマスターズゲームズ実施計画策定事業、地方創生推進交付金事業等において

議案第２８号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、事業勘定における国保総合システムやセキュリティ機器の更新に係る国保連合会への負担金等において

議案第２９号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設がえ事業等において

議案第３０号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、マンホールポンプ設置に係る設計事業、マンホールポンプ通報装置改修事業等において

議案第３１号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、保険事業勘定における国・府負担金等の返還金等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、議案第２７号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 27 号

令和元年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,775 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 1,090 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 20 日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

15 款国庫支出金、2 億 3,777 万 8,000 円、1,732 万 2,000 円、2 億 5,510 万円。

16 款府支出金、1 億 8,696 万 4,000 円、425 万 4,000 円、1 億 9,121 万 8,000 円。

18 款寄付金、1,000 円、1 万 5,000 円、1 万 6,000 円。

20 款繰越金 553 万 7,000 円、1,776 万 9,000 円、2,330 万 6,000 円。

21 款諸収入、4,740 万 5,000 円、2,709 万 5,000 円、7,450 万円。

22 款町債、4 億 1,290 万円、130 万円、4 億 1,420 万円。

歳入合計、32億4,314万5,000円、6,775万5,000円、33億1,090万円。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

同じように、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款総務費、6億775万8,000円、1,130万4,000円、6億1,906万2,000円。

3款民生費、6億8,571万3,000円、411万4,000円、6億8,982万7,000円。

4款衛生費、4億9,710万9,000円、368万2,000円、5億79万1,000円。

5款農林業費、1億7,353万8,000円、△210万2,000円、1億7,143万6,000円。

6款商工費、1億3,518万6,000円、3,222万8,000円、1億6,741万4,000円。

7款土木費、1億7,218万4,000円、1,750万9,000円、1億8,969万3,000円。

8款消防費、1億8,971万2,000円、102万円、1億9,073万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、めくっていただきまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 追加。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

祝橋整備事業（過疎対策）、250万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金につい

ては、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、石寺橋整備事業（過疎対策）でございます。限度額 250 万円、記載の方法、利率、償還の方法については、先ほど説明した内容と重複しますので、省略させていただきます。

追加の合計、計 500 万円でございます。

続きまして、2. 変更ということで、同じように、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額、なお、記載の方法、利率、償還の方法については追加の内容と同様でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

一つ目が、総合行政情報ネットワーク事業、2,100 万円、2,170 万円。

湯船マウンテンバイクランド整備事業（辺地対策）、6,320 万円、5,330 万円。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、3,160 万円、3,610 万円。

橋りょう補修事業（過疎対策）、1,540 万円、1,640 万円。

計、補正前 1 億 3,120 万円、補正後 1 億 2,750 万円でございます。

続きまして、資料 No. 27、予算に関する説明書をお願いいたします。

令和元年度和東町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

1 ページから 4 ページまでは重複しますので、省略させていただきまして、5 ページ 6 ページをお願いいたします。

歳入です。

なお、主なのみの説明とさせていただきます。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額 266 万 5,000 円でございます。

1 節社会福祉費負担金で、障害者医療国庫負担金として 266 万 5,000 円計上

させていただきます。

続いて、１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、３０３万円の補正でございます。

１節総務管理費補助金ということで３０３万円。内訳といたしまして、地方創生推進交付金（茶源郷わくわく農業体験事業）２０３万円、地方創生推進交付金（わくわく地方生活実現パッケージ）１００万円でございます。

同款、同項、２目民生費国庫補助金、補正額が１３４万１,０００円。

１節社会福祉費補助金で１６万２,０００円。これにつきましては、地域生活支援事業費補助金でございます。

また、２節児童福祉補助金で１１７万９,０００円。これにつきましては、プレミアム付商品券事務費補助金でございます。

同款、同項、４目土木費国庫補助金、補正額４６４万７,０００円でございます。

３節道路橋りょう費補助金ということで４６４万７,０００円。内訳といたしまして、橋りょう長寿命化修繕計画補助金△３５万３,０００円、道路局所管補助金（橋りょう）分として５００万円計上させていただきます。

同款、同項、８目商工費国庫補助金、補正額が５１８万９,０００円でございます。

１節商工費補助金で、内訳といたしまして、プレミアム付商品券事務費補助金４８１万４,０００円、地方創生推進交付金（茶源郷わくわく農業体験事業）３７万５,０００円でございます。

１６款府支出金、１項府負担金、１目民生費分府負担金で１３３万２,０００円の補正でございます。

１節社会福祉費負担金ということで、自立支援医療給付費府負担金として１３３万２,０００円計上させていただきます。

同款、２項府補助金、５目商工費府補助金、３５０万円の増額でございます。

１節商工費補助金といたしまして、市町村未来づくり交付金（WMG市町村実施計

画) 策定に係る補助金ということで350万円計上させていただいております。

7ページ、8ページをお願いします。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,776万9,000円の増額でございます。

これにつきましては、1節前年度繰越金ということで、純繰越金を1,776万9,000円計上させていただいております。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額2,709万5,000円の増額でございます。

2節雑入ということで、2,709万5,000円。内訳といたしまして、スポーツ振興くじ助成金991万5,000円、プレミアム付商品券販売料1,618万円でございます。

続きまして、22款町債、1項町債、5目商工債、△990万円。

1節商工債として減額をさせていただいております。これについては、辺地対策事業債（湯船マウンテンバイクランド整備事業）ということで△990万円でございます。

同款、同項、6目土木債、1,050万円の増額でございます。

1節道路橋りょう債として1,050万円。内訳として、過疎対策事業債（道路拡幅改良事業）450万円、過疎対策事業債（橋りょう補修事業）100万円、過疎対策事業債（祝橋整備事業）250万円、同じく、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）250万円を計上させていただいております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画費、補正額622万5,000円でございます。

主なものといたしまして、１３節委託料３３６万円、そのうちふるさとイベント誘客促進事業委託料１５０万円、湯船森林公園満喫イベント事業委託料１００万円が主なものとなっております。

また、１９節負担金補助及び交付金で２８５万円の増額。主なものが、わくわく地方生活実現移住支援金ということで２００万円計上させていただいております。

続いて、同款、同項、３目文書広報費でございます。補正額２２６万４,０００円。

これにつきましては、人事異動に伴います職員人件費の増を計上させていただいております。

同款、２項徴税費、１目税務総務費で１４８万５,０００円の増額でございます。

これにつきましても、人事異動に伴います職員人件費の増分を計上させていただいております。

１１ページ、１２ページをお願いいたします。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、６６５万４,０００円の増額でございます。

主なものといたしまして、２０節扶助費５３３万２,０００円、自立支援医療給付。

２８節繰出金１１６万円。国保基盤安定等繰出金でございます。

同款、同項、６目人件ふれあいセンター費、１７６万２,０００円の増額でございます。

７節賃金ということで、嘱託職員賃金１７６万２,０００円計上させていただいております。

１３ページ、１４ページをお願いいたします。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、補正額３２８万４,０００円でございます。

これにつきましては、人事異動に伴う職員人件費の増の分を計上、また、７節の賃金ということで５７万２,０００円、プレミアム商品券事業に係りますアルバイト賃

金、19節負担金補助及び交付金でプレミアム付商品券事業に係ります京都府自治体
情報化推進協議会負担金41万2,000円計上させていただいております。

同款、同項、3目保育所費で△844万4,000円でございます。

これにつきましても、人事異動に伴う職員人件費の減の分を計上させていただいて
おります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費で252万3,000円の増額でご
ざいます。

主なものといたしまして、28節繰出金252万3,000円で、これにつきまし
ては、下水道事業特別会計繰出金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費、△159万6,000円ございま
す。

これについては、人事異動に伴います職員人件費の減の分を計上させていただいて
おります。

同款、同項、4目茶業振興費、120万円の増額でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで、晩霜被害茶園対策助成ということで計
上させていただいております。

同款、2項林業費、2目林業振興費、△170万6,000円でございます。

13節委託料で175万3,000円の減額ということで、レンタルバイクメンテ
ナンス委託料30万3,000円の減額、マウンテンバイクコースメンテナンス委託
料145万円の減額ということでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で2,099万5,000円の増額補正で
ございます。

主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金で2,067万5,000円、
プレミアム付商品券補助金でございます。

また、同款、同項、２目観光費で１，８１２３万３，０００円の増額。

これにつきましては、主なものが、１３節委託料１，０９０万３，０００円、そのうちマウンテンバイクランド指定管理委託料２９０万円、ワールドマスタースゲームズ市町村実施計画策定委託料７００万円が主なものとなっております。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費で２５０万９，０００円の増額でございます。

これにつきましては、人事異動に伴います職員人件費の増となっております。

同款、２項道路橋りょう費、３目道路新設改良費、１，５００万円の増額でございます。

１３節委託料といたしまして１，０５０万円。これにつきましては、橋りょう点検調査業務委託料５０万円、測量設計業務委託料１，０００万円を計上させていただいております。

また、２２節補償補填及び賠償金で４５０万円ということで、町道山口線拡幅改良工事の水道管布設替工事補償金として４５０万円計上させていただいております。

なお、１９、２０ページにつきましては、給与費明細を載せさせていただいておりますので、また、お目通しいただきたいと思っております。

なお、特別会計につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、議案第２８号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第２８号

令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,881万5,000円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（会計年度の名称）

第2条 平成31年度和東町国民健康保険特別会計予算における元号の表示について、令和に統一する。

令和元年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

4款府支出金、5億661万6,000円、5万5,000円、5億667万1,000円。

6款繰入金、3,891万1,000円、116万円、4,007万1,000円。

歳入合計、6億8,760万円、121万5,000円、6億8,881万5,000円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款総務費、296万円、116万円、412万円。

2款保険給付費、4億8,438万円、5万5,000円、4億8,443万5,000

0 円。

歳出総額は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 N o . 2 8 、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1 ページから 4 ページの総括は重複しますので、省略させていただき、5 ページ、6 ページから説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、主なものとして、6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、6 目その他一般会計繰入金、1 1 6 万円。

1 節事務費等繰入金でございます。1 1 6 万円でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目連合会負担金、補正額 1 1 6 万円。

内容といたしましては、1 9 節負担金補助及び交付金 1 1 6 万円で、国保連合会への負担金でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、和束町簡易水道事業特別会計補正予算並びに和束町下水道事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 2 9 号

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 2 万 1 , 0 0 0 円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,402 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(会計年度の名称)

第 2 条 平成 31 年度和東町簡易水道事業特別会計予算における元号の表示について、令和に統一する。

令和元年 6 月 20 日提出

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

2 款分担金及び負担金、151 万 2,000 円、450 万円、601 万 2,000 円。

6 款繰越金、655 万円、△237 万 9,000 円、417 万 1,000 円。

歳入の合計でございます。3 億 1,190 万円、212 万 1,000 円、3 億 1,402 万 1,000 円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出も同様、款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

1 款総務費、4,887 万 7,000 円、△237 万 9,000 円、4,649 万 8,000 円。

2 款施設費、1 億 6,982 万 6,000 円、450 万円、1 億 7,432 万 6,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

資料 No. 29、予算に関する説明書をお開きください。

総括につきましては割愛させていただきまして、主なもののみ歳入歳出の説明をさ

せていただきます。

歳入。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金、主なものとして1 節施設分担金、現年度分として4 5 0 万円、工事分担金でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金でございます。主なものとしまして、前年度繰越金2 3 7 万9 , 0 0 0 円の減額でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

これも主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、職員の人事異動に伴う予算の組みかえでございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。主なものとしまして、工事請負費、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替工事として4 5 0 万円計上させていただきます。

おめくりいただきまして、職員の給与明細でございます。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3 0 号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1 号）でございます。

議案第3 0 号

令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1 号）

令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7 2 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億5 , 8 7 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

(会計年度の名称)

第3条 平成31年度和東町簡易水道事業特別会計予算における元号の表示について、令和に統一する。

令和元年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表でございます。こちらも 款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

3款国庫支出金、1,227万2,000円、107万8,000円、1,335万円。

2款繰入金、1億4,494万円、252万3,000円、1億4,746万3,000円。

6款繰越金、200万円、9万9,000円、209万9,000円。

8款町債、6,090万円、350万円、6,440万円。

歳入合計につきましては、2億5,150万円、720万、2億5,870万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。歳出も同様説明させていただきます。

1款総務費、1,477万1,000円、252万3,000円、1,729万4,000円。

2款管理費、6,682万3,000円、467万7,000円、7,150万円。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債の補正でございます。

(地方債補正)

1. 変更

記載の目的、補正前、補正後、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で説明させていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、1,730万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。2,090万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同様でございます。

下水道事業（資本費平準化債）、4,360万円、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。

補正後4,350万円、計、限度額6,090万円、6,440万円でございます。

それでは、資料No.30、予算に関する説明書をお開きください。

総括を省略させていただきまして、5ページの歳入をお願いいたします。

主なものをご説明させていただきます。

補正前の額、補正額並びに主な内容をご説明させていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、補正額107万8,000円。

主なものとしましては、水の安全安心基盤整備交付金△1,227万2,000円、社会資本整備交付金として1,350万円でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額252万3,000円。

一般会計からの繰入金252万3,000円でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額9万9,000円。

主なものとして、前年度繰越金9万9,000円でございます。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債、350万円。

主なものとしまして、特定環境保全公共下水道事業債 3 6 0 万円、資本費平準化債として△ 1 0 万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。歳出につきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、職員の人事異動に伴う予算の組みかえでございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費で補正額 1 7 7 万円。

主なものとしまして、委託料で工事設計委託料の△ 2 5 0 万円、工事請負費の 7 3 万円。

同款、同項、2 目管渠管理費、補正額として 6 4 4 万 7 , 0 0 0 円。

主なものとして、1 3 委託料、工事設計委託料として 1 8 0 万円、工事請負費として 4 6 5 万 4 , 0 0 0 円、原材料費として△ 7 , 0 0 0 円でございます。

おめくりいただきまして、給与費明細でございます。

後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、特別会計の説明とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、議案第 3 1 号の令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 3 1 号

令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億420万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(会計年度の名称)

第2条 平成31年度和東町国民健康保険特別会計予算における元号の表示について、令和に統一する。

令和元年6月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入から説明させていただきます。

説明につきましては、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款保険料、1億2,259万9,000円、4万2,000円、1億2,264万1,000円。

3款国庫支出金、1億4,407万8,000円、5万4,000円、1億4,413万2,000円。

4款支払基金交付金、1億5,687万6,000円、5万4,000円、1億5,693万円。

5款府支出金、8,939万7,000円、2万5,000円、8,942万2,000円。

7款繰入金、8,774万2,000円、2万5,000円、8,776万7,000円。

9款繰越金、1円、330万円、330万1,000円。

歳入合計、6億70万円、350万円、6億420万円。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。歳出も同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

2 款保険給付費、5 億 5,928 万 6,000 円、20 万円、5 億 5,948 万 6,000 円。

7 款諸支出金、72 万円、330 万円、402 万円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

それでは、資料 No. 31、予算に関する説明書、和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（保険事業勘定）の資料をお願いいたします。

1 ページから 4 ページにつきましては総括ですので省略させていただきまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 4 万 2,000 円。

これにつきましては、1 節現年度分特別徴集保険料として 4 万 2,000 円計上させていただきます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 4 万円。

これにつきましても、1 節現年度分で 4 万円計上させていただいています。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 5 万 4,000 円。

これにつきましても、現年度分で 5 万 4,000 円計上させていただいています。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 330 万円。

1 節前年度繰越金で 330 万円計上させていただいています。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いします。

歳出でございます。

2 款保険給付費、7 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サー

ビス費、補正額 20 万円。

19 節負担金補助及び交付金で 20 万円計上させていただいています。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 330 万円。

これにつきましては、23 節償還金利子及び割引料として 330 万円、国・府の返還金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

4 番、村山議員。

○4 番（村山一彦君）

それでは、一般会計のほうで資料 16 ページですが、茶業振興費として 120 万円、晩霜被害茶園対策助成ということで上げていただいています。町長、早速の予算化ありがとうございます。それで、これはどのようなことを考えておられるのか、説明願いたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

この前の 5 月初めの晩霜被害ということで、和束町本町におきまして、大きい声では言えないという中でも、霜の被害が発生しております。それで、やはり霜が当たったところの茶園におきましてはダニというものが発生するということでございまして、ダニの防除剤ということで、JA の茶生産部会には茶農家さんはほぼ入っておられますので、そちらのほうにダニ防除剤 1 本当たりが大体 3 反ぐらい散布できるということでございますので、1 本 5,500 円から 7,000 円ぐらいの幅がございしますが、1 本 6,000 円ということで、被害面積がほぼ 57 ヘクタールぐらい出ており

ましたので、それに対しましての回復というかダニ防除ということで交付させたいだこうということでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○４番（村山一彦君）

当初、私、町長に申し入れた案とは違ったんですが、それに固執するつもりはございません。やはり３０年ぶりの大霜害でしたので、何か町としても動いていただきたかったと思いますので、ありがとうございました。

それと、１０ページ、言葉の説明をお願いしたいんですが、企画費としまして１３節委託料ですね、ふるさとイベント誘客促進事業委託料１５０万円、湯船森林公園満喫イベント事業委託料１００万円、そして１９節ですけれども、わくわく地方生活実現移住支援金２００万円と上がっておりますが、これらについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

まず、１点目は、わくわく地方生活実現移住支援事業につきましてご説明させていただきます。

ご存じのように、人口減少が続いておりますが、東京のほうでは一極集中しております、東京の一極集中是正及び地方の担い手の不足を解消するために、地方における企業、あるいはＵターン、Ｉターン、Ｊターンによる企業就業者を本町のほうへ受け入れる、そういったための支援策でございます。移住に来られた場合に、お二人以上の世帯で来られた場合は１００万円支給させていただくということで、京都府と連携した地方創生推進交付金事業でございます。

もう1点は、ふるさとイベント誘客促進事業でございます。それから、湯船森林公園の満喫イベントの実施事業ということで、これも地方創生の推進交付金を活用した事業でございます。和束町単独事業で茶源郷わくわく農業体験と農村生活満喫事業、週末移住に向けたにぎわい創出という計画を出させていただきまして、この3月29日に国のほうから採択いただいたところでございます。

その中の一つとしまして、ふるさとイベントということは、これは近隣市町村に転出された方を主に対象にしまして、ふるさとへの愛着心を呼び起こし、生まれ育った和束町へ将来戻ってきてもらえるようなUターン、Iターン、Jターン対策に取り組むということで、家族連れをターゲットにしたイベントを実施、考えております。

茶畑観光でありましたり体験ツーリズム、ウォーキングでありましたり、トレイルラン、冬場の閑散期の集客イベントを考えているところでございます。近隣町村からの参加者を獲得したいという願いでございます。

あともう1点が、湯船森林公園の満喫イベントでございますが、こちらのほうにつきましては、湯船のほうで集客を図ってまいろうということで、森林公園を活用した、そういった内容でイベントを開催したいと考えております。

例えば、アユのつかみ取りでありましたり、キノコ刈りツアー、森林公園の資源を活用したイベントを実施して、ワールドマスターズに合わせましてマウンテンバイクも知っていただきながら森林公園を活用する、そういった事業を計画しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

8番、岡本議員。

○8番（岡本正意君）

総務課長にお聞きしたいんですけども、先日、いわゆる大阪北部地震がちょうど1年ということでしたけども、そのときに新潟県のほうで大きな地震が夜間にありまし

た。そういう点では、本当にどこでどういう地震があるかということもわからないということが再びわかったわけなんですけども、それは夜でしたけども、その日の午前中にいわゆる防災無線の緊急地震速報の試験放送というのがあったと思うんですね。あれは各戸の家のほうに流れたりとか、あと、屋外のほうも流れてたというふうに思うんですけども、そこでお聞きしておきたいんですけども、ある住民の方から、その点について、確かに、あれはあれで大事なことなんですけども、これだけやはり町内に外国人の方とかがどんどん観光や、また在住も含めて来られているという状況の中で、いわゆる日本語対応しかされてないというのはどうなんだろうかというような話があったんですね。

その辺、防災無線も含めて、いつ災害が起こって避難しなくちゃいけないとか、危険情報を流していくというときに、町内におられる、そういった外国人の方とかに多言語のところでどう周知していくかということが大変大事じゃないかというふうに改めて思ったんですけども、その辺は現状どうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

J－A L E R Tにつきましては、国のほうから一斉に流されるシステムなので、特に、現在、多言語の対応はされておられません。

和東町独自ということになりますと、なかなか即座に話せる職員がいないということで、現在のところ対応は難しいですが、個別な対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ただ、やはりこの前のああいった地震のように、いつ起こるかわからないという中では、あしたまた大きい地震が起きて実際に避難したりとかね、いろいろ町内におられるような、そういった日本語のわからないような方がおられる中で、そういった情報をどう伝えるかというのは急がれる問題だと思うんですね。その辺も、今、防災計画の見直し等もされてきているとは思いますが、その辺の対応というのは具体的な問題があるんじゃないかと思うんですけど、その辺は防災計画の中では位置づけられているのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

新しい防災計画の中でも、避難所の誘導の看板等につきましては、多言語に対応するという事で方向性は示させてもらっておりますが、防災無線につきましてはそこまで文言記載はさせておりません。

先ほど言いましたように、なるべく外国の方が寄られるところを把握しながら個別な対応をとってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

先ほど来からイベント等で観光の関係で誘客していくと。また、インバウンドも含めてどんどん町内の観光交流人口の増加ということで受け入れをということで言われてますけども、ただ、やっぱりそういった災害対応とかというのはどうしても必要になってきますよね。だから、そういう意味では、その辺についてもう少し私らも含めてですけども、具体的な対応を今後ちゃんとしていかないと、観光対応だけしていて

も不足しているんじゃないかと思いますので、ぜひ、その辺は検討いただきたいと思っています。

それと、もう一つ町長にお聞きしておきたいんですけども、大阪北部地震が去年起きて、いろいろ新聞報道等でその辺の復旧状況とかいうのもまたいろいろレポートもされてますけども、まだいまだにブルーシートがかかったままとか、いわゆる改修が進んでいかないということが報道もされていきました。それはいろいろ工事の順番がなかなか回ってこないとか、人出不足もあるということもあるんですけども、一方で、全壊とかじゃなくて、一部損壊とか、そういうものに対しては法的な補助がないので、そういう意味で改修が進んでいかないということも一方で報道されていきました。そこはもちろん国自身のそういった災害に対する保障というものをもっと抜本的に強めていただく必要はあるんですけども、実際ない中でね、今後いつ先日のような震度6強ですか、そういったような大きい地震が和東町も含めて襲うかわからないという状況の中ではね、やはりそういったものにも備えていくという意味では、町として当面そういったものに対応できるような制度も検討もしていく必要があるんじゃないかと思っていますんですけども、その辺、町長はどうお考えですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今ご質問ありますように、人出がないとか、いろんな今の状況によっておきているというのは新聞紙上で報道されております。和東町でいろんなことが起これば、そういった対応というのは、先ほどの言葉じゃないんですけども、放送だけで解決しないというのと一緒に、いわゆる自助でやる場合と公助でやらなきゃならない。そして、共助というんですか、ともに考えていかなきゃならない。それと同じことで、場合によったらいろんなことが公助でも制度して考えていかなきゃならない、こういったこ

とは当然これも町なり、また国等の考えもやっていかなきゃなりませんが、そういった状況によって共助でできるものとか、そして、自助に対しての支援策とか、そういうものを考えていくというのが大事だと思っております。

先ほどの総務課長への質問に対しての答えと同じような性格だと思います。一つ一つ中国語や英語やら、そういういろんな言葉で対応できない。そのときには共助、そしてそのときにおられる方が声をかけてお互いに助け合うと、こういうことが必要やと思いますので、これからの災害においては公助だけやなしに共助、自助、そういったことも絡めてやっていけるような防災、地域の緊急対策を講じていく必要があろうかというように思っておりますので、よろしくご理解のほうをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

会議の途中であります、ただいまから２時４０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時２７分～午後２時４０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に続き会議を開きます。

質疑を続けます。

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

それでは、次にですね、先ほど村山議員のほうからも出てましたけども、いわゆる茶業振興費の関係で晩霜被害の関係ですけども、今回は被害に遭った茶園の虫の発生を防除するという意味でのそこについて助成をするということの支援ということなんですけども、これはこれで、先ほどもありましたように、対策をいただくというのは大変いいことだと思うんですけども、ただ、この間、やはりいろいろと茶農家の方にいろいろ話を聞いている中でも、前にも委員会でも若干出したかもしれないんですけども、今回の霜の被害というのは自然災害というね、そういった部分もありますし、一番茶の刈りとりをする直前に被害に遭ったと。ですから、それまでにいろいろと肥

料をやったりとかいう投資というか、そういうのをやりながらかけてきた費用については、ある意味、自然のあれによってですね、全てとは言わないけども、多くの部分が無になってしまうということについて大変落胆されているという部分があると思うんですね。やはり次にまた向かう上でも、そういった部分について、後になりますけども、少しでも何らかの一定の支援があれば大変助かるという声を聞いたのも確かです。そういった部分でのもう少し直接的な支援というのも、３０年ぶりの大被害という部分でいえばですね、検討いただく必要もあったんじゃないかと思うんですけども、また、前にちょっと出てました、いわゆる資金を調達する際の利子補給であるとか、そういったことも含めて、それは以前やっておられたこともあるかもしれないんですけども、そういうことも含めて、今後の追加も含めてですね、そういった対策があるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現状の中では追加的な措置というのはございません。ただ、京都府農業共済組合等が勧めております収入保険ですね、この前、委員会でもお答えさせていただきましたけど、それにつきましては、出荷時点のみではなく、また農作物の被害だけではなく、製造された製品でさえも保障していくと。農家の収入を保障していくという国の制度が出てきておりますので、できればそちらのほうに加入していただけたらというふう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

もちろんこの前、話があった点については、必要な加入すべきものであるんであれ

ば、やっぱりそういったことはしたほうがいいと思うんですけども、ただ、今回の部分については、それは特別どうもならないわけなので、今自身の被害に対してどれだけ支援できるかということなので、そこはぜひまた今後、京都府も含めてですね、追加も含めてどういう施策ができるかということは、これで終わりにせずに、もうちょっと農家のいろんな現状も見ていただいて、必要であれば検討いただきたいというふうに思います。

それと、やはりこの問題というのは、聞いておりますと農家だけの問題じゃなくて、基幹産業ですから、そこに付随していろんな雇用があったりとか、いろんな経済活動があると。それで、また、消費にも影響してくると。地域の商店に対する消費が減ってくるという、農家さんが痛手があれば消費にも響いてくるという中で、地域経済全体に大きく影響する問題もありますので、そういった部分も含めて追加の全体的な支援も今後お願いしたいというふうにこれは要望しておきたいというふうに思います。

次に、観光費の中の観光客マナー案内リーフレット作成委託料というのが21万2,000円で上がっておりますけども、これについて説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまの観光客用のマナーの案内リーフレット作成委託料21万2,000円ですが、茶畑の中に観光客が入ってこられるということで、マナーが少し問題になってきている状況がございます。そうした中、外国人の方もいらっしゃいますので、日本語と英語を両方とも表記したリーフレットを英語版で2万部を作成させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

いわゆる茶畑等に侵入というか、そういうふうに行われているような状況について啓発すると。そういうのに英語等で外国人も含めてやるという話なんですね。それも大事なんですけども、先日からいろいろ話もありましたように、具体的に大変危険な状態になっているということはお指摘があったと思うんですよね。委員会でも繰り返し言いましたけども、そういったいわゆるあそこのバス停付近での駐停車についても規制といったものを具体的にバス会社等にやるという意味での対策というのは今回あるんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

委員会のほうでも観光客、それから住民の方に対する安全の確保ということでお指摘いただいた件だと思います。

その後も観光バスのほうがとまっておりましたし、また、住民さんのほうも迷惑かかっておりますので、バス会社さんにはわかる範囲内の連絡をとらせていただきまして、一定、15日まではツアーが入っているので、それ以降については対応させていただいて、とめ置きをしない。もちろんとめ置きはされておきませんので、和東茶カフェのほうに移動されているんですけども、その対策も業者さんのほうも、観光バスのほうも対応を講じたいと。

まず、和東町としましても、今後これからますます人が増加するかと予測されますので、住民さんの協力を得ながら、また町の施設で何か誘導できないかという仕組みを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

最低でもやはり前も言いましたけども、あそこの箇所に具体的な看板を立つというか、啓発ですね、ここはとめてはならないという部分での、そういった具体的な周知の目立つ看板ですね。去年つくっていただいた看板というのは隠れるようにしか立っておりませんしね、しかも、実際とめる側には看板がないんですよ。ですから、そういう的外れということじゃなくて、やはり誰が見てもここはだめなんだということがわかるような周知看板ですね。観光看板を今回また作成されるらしいですけども、観光看板も必要かもしれないけども、具体的にそういう危険を防ぐための標記というものは直ちにあそこにつくっていただけるということでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

駐停車禁止というのは、そしたら禁止したら町のその誘導策はどうかというのをしっかりとつくり込んでおかないと、禁止というのは道路交通法上でも難しいと考えております。

そうした中で、先ほどのわかる範囲内での観光バス会社に連絡させていただきまし
たり、また、茶源郷和東のホームページ、また和東町のホームページでも誘導のほう
を広報させていただく予定です。

それから、高橋のバス停につきましては、また新たに大きなマナーの看板、あるいは観光の看板も含めました看板を少し大き目のものをつくる予定ではございます。ただ、しかし、駐停車禁止という禁止の言葉の看板をそれは道路交通法上は警察等の協議も必要でありますし、また、一般住民の方もそれは禁止になりますので、観光バスに限らず、広く住民の方にも影響してくるものでありますので、十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

7 番、岡田泰正議員。

○7 番（岡田泰正君）

それでは、私のほうからですね、先ほど村山議員のほうから質問がありましたことについて、私のほうからもう少し具体的に聞かせていただきたいなと思っております。

わくわく地方生活実現移住支援金ですね、この施策について、先ほどの説明では、Uターン、Iターン、Jターンの方に支援金をお渡しするお話がございましたけれども、しかし、これを現実と考えてみるとですね、東京圏のみならず近隣市町村、あるいはそういった方からの新規に就農される方とか、就農支援とか、あるいはまた個人が和東に来て企業を起こしたいというふうな方もおられると思うんですけども、そのような方も対象として支援金というものを支給されるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

和東町の移住支援事業の今回の補正予算につきましては、東京23区並びに23区以外でも人口が多い密集しているところからの移住の方だけを対象にしております。

岡田議員がおっしゃられますように、ほかの援農につきましては農村振興課の新規就農の補助金もございますし、起業につきましては、和東町は地域経済牽引事業で牽引計画ということで企業の支援をするということで計画を挙げておりますので、そういった対応で、今回は国が求められています東京一極集中の是正ということに対する受け皿を和東町でも支援させていただこうということで予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今の説明ですと、東京圏をターゲットにしているというだけの補助金だというふうなことです。

これと付随してパッケージ関係の補助金も具体的にありますね。パッケージ支援金、予算の横に載っていますように、企画費の中で地方創生推進交付金、わくわく地方生活実現パッケージというのがありますね。これも同じような形の支援金だと思うんですけども、この違いはどうなんですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

わくわく地方生活実現移住支援金というのが200万円で予算措置をさせていただいています。これが世帯で東京圏のほうから移住に来られましたら、100万円の2件分で200万円を、それに係る国庫補助金が2分の1ということで、100万円が地方創生推進交付金、わくわく地方生活実現パッケージという補助金の名称でございます。同一のものでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

具体的にわかりにくかったんですけども、とりあえず、私が言いましたのは、東京圏だけをターゲットにしてもやはり実現性というものは非常に乏しいんじゃないかと。

あるいは、私、近隣市町村、あるいは和東町をよく知っていただいている方、あるいは和東町でお茶をやってみたいと思われる方のほうが誘客支援として対象に挙げたほうが、今までのいろいろな施策がありますけども、挙げたほうの実現性としては高いのかなというふうに思ったものですから質問をさせていただきました。

それと、もう1点、またかぶるんですけども、湯船森林公園満喫イベント事業委託料、これは先ほどの話もありましたように、株式会社湯船のほうに委託されるわけですか。あるいは、また別の業者の方に委託されるとか、そういうことですか。どういうことですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

現在まだ予算の審議でございますので、実際に株式会社湯船さんに委託するというのは確定ではございませんが、実際のところ、株式会社湯船が森林公園を指定管理されているわけでございますので、株式会社湯船のほうに委託したいとは考えております。まだお話はさせていただいてないところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

そうやって湯船を助けていただきますようお願いしたいと思います。

次にですね、16ページ、プレミアム商品券の補助金という形の中で、結構大きな金額が今度補助金として上がってきております。補助金の配り方というんですかね、どのような内容になっているのかということをお願いしたいと思います。

プレミアム関係については、消費を刺激する対策のプレミアム商品券の発行と、今、低所得者の方を救済するようなプレミアム商品券の発行の仕方というものがあろうかと思うんですけど、この金額は結構大きな金額なので、消費を刺激したくなるのか、

あるいは低所得者の救済になるのか、その辺についてのまず説明をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

今の岡田泰正議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、このプレミアム商品券の件ですけれども、これにつきましては、経済対策ということで行われるもので、今現在、福祉課と農村振興課、商工のほうの農村振興と協力した中で、今、事務事業を進めているところでございます。

この金額が大きいものにつきましては、もともと政府のほうから対象者というのが決められておりまして、非課税世帯、また子育て世帯ということで、その対象者分を最大2万5,000円分発行するということになっております。対象世帯数を計算しましたらおおよそこの金額になるというので大きな金額にはなっております。ただ、2万5,000円も最大の数値ですので、例えば、2万5,000円分を今回購入してもらうことになるんですけど、購入していただかなくても、2万円分でも1万円分でもゼロでも、ご本人さんの考え方と経済状況等でやっていただくということで、おおよそ25%の還元ということで、2万5,000円の券でしたら2万円で購入していただだけ、そして、町内商工会のほうで2万5,000円分の買い物ができるというような性質の券でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

わかりました。

そうすると、結局これは刺激策というよりも、低所得者の形の中での救済策というふうな色合いのほうが強いかと思うんです。

今、答弁いただきましたように、非課税世帯、低所得者の方というふうな話がございましたが、私が耳にしたところによると、子供の世帯の方にも対象になっているというふうなことを耳にしているんですけども、子供世帯については多分年齢制限があるかと思います。その年齢制限について教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

まず、非課税世帯につきましては、生活保護受給者を除く非課税の世帯ということで、今現在うちがつかんでおりますのが692世帯でございます。対象者につきましては827人と。

子育て世帯につきましては、就学前のお子さんのおられる家庭ということで、こちらにつきましては、課税世帯であっても問題なくプレミアム商品券のほうをご購入いただけるということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

わかりました。それに対する金額であろうということで理解をさせていただきました。

それから、最後の18ページの備品購入、消火栓ボックス等備品という形で100万円と102万円上げていただいているんですけども、消火栓ボックス等の備品ということは、予備ホースとか、そういったものの類にあると思うんですけども、そのホースとそれから筒先、あるいは金具、そういったものが一つのセットになっているんですけど、この予算で町内の区の中で悪くなっている分というものの交換というものが賄えるんでしょうか、その辺についての見解をお願いします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、和束町で設置しております消火栓の数でございますが、354基ございます。それぞれ消火栓ボックス等を備えつけをさせてもらっておりますが、岡田議員がおっしゃるように、当然古くなっているボックスもございます。計画的に入れかえるということでございますが、今回の102万円につきましては宝くじ助成の助成を受けまして購入したいということで、組立式の水槽、それを一つと、消火栓ホース、やはり古くなっているんで、消防団のほうからも要望がございます。33本購入したいと。ただ、ボックス等につきましては役場でもともと持っておりますものと交換したり、計画的に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

ありがとうございました。

いざいうときに使えんものでは間に合いません。原山の区のほうの消防の部長さんがおっしゃってました。消火栓の筒先は大丈夫なんだけど、ホースにひびが入っていると、あるいはジョイントの中のパッキンが割れていると。だから、つないで消火するときには水が先まで行かないで手前で噴水するというふうなことも耳にておりますので、財政はいろいろ厳しいでしょうけども、町民の安心安全という面にかんがみてですね、十分予算を回していただけるようお願いをしておきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、最後に1点、これもまた地域力の方にお伺いするわけなんですけども、1

6 ページの W M G 市町村実施計画作業委託料という形で 7 0 0 万円上げていただいているわけなんですけども、2 0 2 1 年、あと 2 年ほどに迫ってきているわけなんですけども、この中でやるということはわかっているんですけども、これに対して大会する概要とか、大会ではこういうことが一つの理念であると。あるいは、大会のテーマとか、あるいは今度は最終的には、この大会は関西広域連合で取り組んでいるということですので、関西大会というんですか、これについてのよそにはないものをやるんだと。言うたら特徴ですね、そういったものをまた報告をいただきたい。

もう一つは、これに対して取り組んでいくためには、実行委員会というものを立ち上げて、きめ細かな行程表というもののの中で運営を進めていくというものが必要じゃなかろうかと思っております。そういったことについて、今お持ちの中の思案でもいいですけども、ご披露いただきたい、このように思います。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

このワールドマスターズゲームズにつきましては、2 0 2 1 年 5 月 1 4 日から 3 0 日の 1 7 日間行われます。3 5 競技 5 9 種目の種目がございます。おおむね 3 0 歳以上でありましたら参加可能で、それから 4 年ごとに開催されるということで、約 5 万人ぐらいの選手が来られるということ予測されているところでございます。

ワールドマスターズゲームズの目的ではないですけど、先ほど質問がありました、3 0 歳以上でありましたら誰でも参加できますので、誰もがメダリスト候補者ということで、誰でも参加できますよということで、そういうキャッチフレーズがございます。

また、大会につきましては、実際に大会に参加される人が実際される、また、観戦される。そして、それを支えるサポートがいる。そして、いろんな人が交流する。そ

して、いろんな場所をですね、1カ所にとどまらず、海外の方がいろんなところで関西圏を交流される、めぐられるということで、非常に経済効果も高いという、そういうことが想定できるかなと考えております。

実際、今回700万円予算措置させていただいたわけですが、今、京都府の実施計画が3月にできまして、この7月に総会が開かれまして、京都府でその総会で京都府の実施計画が確定されましたら、それが和束町にもおりてきます。それをもとにこの700万円で和束町の実施計画をつくっていくという予算でございます。その実施計画の中には宿泊対応であったり、輸送であったり、交通であったり、また大会運営のボランティアさん、どれだけの人数が要るかという、そういった実際の細かいところを調査して、計画としてさせていただく予定です。この予算が通りましたら、府のほうから7月以降に実施計画も確定してまいりますので、町のほうも実行委員会を立ち上げまして順次進めてまいりたいと思いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今もご答弁いただきましたように、私が心配するのは宿泊と交通の便と、それから未確定多数の競技者人口が来られる。これの輸送体系をどうするのか、そういったきめ細かというよりも、それは非常に基本中の基本としてとらまえていかなきゃならないのかなと。京都府のほうで、一応、座が組まれるということですから、それまでに思案的なものも考えていかなきゃならないのかなと。あと2年ということで、長いようで一斉に切ってるわけですから、早急にそういうことも頑張ってもらいたいなと思っておるところでございます。

この中で商工費が99万円減額されてますね。商工債ですか。これについて、今、一番マウンテンバイクについては非常にお金がタイトな形の中で必要なときに、なぜ

減額されたのかなというふうに思うわけなんですけれども、それについてお答えいただけますか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。事項別明細書の８ページをごらんいただきましてご説明させていただきたいと思います。

今回の地方債のほうで辺地対策事業債９９０万円を減額しているんですが、その上の雑入のところにスポーツ振興くじ助成金というので９９１万５，０００円上がっています。これは何かと申しましたら、独立行政法人の日本スポーツ振興センターというところから、和束町のワールドマスターズに向けた工事の費用に対する助成金をいただけるということで確定になりましたので、財源を振りかえさせていただいています。工事に係る分が９９１万５，０００円補助金をいただける部分を起債のほうで減額させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員、最後です。

○７番（岡田泰正君）

わかりました。振りかえたんだったらこれでいいんですけど、結構金額が大きい。これからやはり湯船の人のマウンテンバイクに関係するいろんな整備とか道路メンテナンス、いろいろなお金がたくさん要る中で、なぜ減額されたのか不可思議な点がございましたので、質問させていただきました。

以上です。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第27号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第27号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第28号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第29号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第30号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 31 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 31 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、発委第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡田泰正議員。

○ 7 番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから、発委第 2 号、新たな過疎対策法の制定に関する提案理由から発言させていただきたいと思います。

高度成長時代地方の団塊世代の人口が大都市に急激に流出したことにより、過疎地域を招いた結果であります。過疎地域が進行し、集落機能が崩壊し、地域社会の基礎的条件の維持が困難となり、深刻な地域経済に陥ってきた。これらの諸問題に対処するために昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4 次にわたる特別措置法により、本町過疎対策事業計画に基づき、自立促進、活性化事業にと幅広く総合的に実施をしてきたところである。

国においても財政金融税制等総合的な支援が講じられ、一定の成果を見た。しかし、引き続き人口減少に歯どめがかからず、少子高齢化が進行し、交通通信整備も全国の間には格差が生じている。

また、生活基盤など福祉医療、教育文化の振興も都市におくれをとっている。最も深刻なのは自主財源に乏しく、脆弱な財政構造に起因している。

今後も過疎地域に住み続ける町民にとって安心安全に暮らせる地域として過疎地域の課題の解決に向けて、時代に対応した実効性のある過疎対策を拡充強化させること

が必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望し、提案理由といたします。

発委第2号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定に基づき提出します。

令和元年6月20日

提出者 総務厚生常任委員会委員長 岡田泰正

和束町議会議長 小西 啓 様

それでは、意見書を述べさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確

立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月20日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 石田 真敏 様

財務大臣 麻生 太郎 様

農林水産大臣 吉川 貴盛 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を原案のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発委第3号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

吉田哲也議員。

○5番（吉田哲也君）

産業常任委員長として、発委第3号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び説明といたします。

発委第3号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定に基づき提出します。

令和元年6月20日

提出者 産業常任委員会委員長 吉田哲也

和束町議会議長 小西 啓 様

それでは、意見書を読み上げます。

和束町では、これまで下水道施設の整備を積極的に進めてきた。一方で、施設の老朽化が進んでおり、施設の計画的な改築・更新は喫緊の課題となっている。しかしながら、国の財政制度等審議会においては、下水道事業について受益者負担を原則として、施設改築に係る国の財政支援を見直す必要があるとの提言がなされた。今後、老朽化した下水道施設の改築に係る国庫補助が削減又は廃止されることとなると、大幅な使用料の値上げや膨大な一般会計からの繰り入れを余儀なくされるなど、計画的な改築が困難となり、住民生活に重大な影響を及ぼし、極めて深刻な状況になると受け

とめます。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法には国の責務が明記されています。また、地方財政法上、国が義務的に負担する経費として整理されるとともに、下水道法において、施設の設置に加えて改築についても国庫補助の対象とされており、下水道を支える国の責務は、施設の新築・改築で変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり住民の安全で快適な暮らしを守り、経済活動を支えるとともに、公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第３号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発委第３号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第１２、発議第３号 全国一律の最低賃金制度の創設を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○８番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第３号についての提案理由を申し上げます。

地方創生が叫ばれて久しい中、地方の経済や暮らし依然として厳しい状況が続いていますが、その大きな要因の一つに、最低賃金の低さとともに、地域間の賃金格差がございます。

意見書にもありますように、一番高い東京都と一番低い鹿児島県では年間４５万円、そして京都府との比較でも、おおよそ２０万円以上の格差が見込まれます。この賃金格差をなくし、どこで暮らし、働いていても同じ条件にしていくことは、地方の経済を活性化するとともに、都市圏への人口流出を防ぐなど、地域を守ることにもつながるものと考えます。その観点から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

発議第３号

全国一律の最低賃金制度の創設を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

令和元年6月20日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 小西 啓 様

全国一律の最低賃金制度の創設を求める意見書

日本の最低賃金は都道府県別に設定されており、最も高い東京都が985円、最も低い鹿児島県が761円で、時給で224円、年収で45万円もの格差が生じています。

最低賃金の地域格差拡大が地方からの労働力の流出など地方の疲弊を加速させる原因にもなっており、全国町村会会長も「将来的に望ましい」との見解を示しています。地方の再生、活性化、地域経済の底上げのためにも、全国一律の最低賃金制度の創設は重要で、極めて急がれる課題です。

全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の引き上げを実現するには、社会保険料の事業主負担分の減免など中小企業への賃上げ支援が不可欠となります。そのためにも中小企業の賃上げ支援予算を抜本的に拡充することが求められます。

OECDの調査によれば、過去21年間で賃金が下がったのは主要国で日本だけであり、それが長期にわたる消費不況や貧困の拡大、地方の疲弊にもつながっています。政府におかれては、中小企業への支援等の対策を迅速に実施し、全国一律の最低賃金制度を一日も早く創設することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月20日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

経済産業大臣 世耕 弘成 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本議員、賛成ですか、反対ですか。

○8番（岡本正意君）

発議第3号の賛成討論を行います。

意見書にもあるように、全国一律の最低賃金制度の導入は、地方・農村地域からの労働力や人口の流出、それに伴う地域の疲弊を防ぐためにも急がれる課題と考えます。特に本町のように公共交通の利便性が低く、自動車に依存している農村地域では交通に係る費用も高額になるなど、生活費が高騰する環境にもあります。

全国一律の最賃制度を確立し雇用環境を改善することは、農村での暮らしを支える不可欠な問題であり、だからこそ全国町村会の会長も将来的に望ましいとの見解を示しておられるのではないかと思います。

全国一律の最賃制度の実現や抜本的な賃上げのためには、働く人々の多くを雇用されている中小企業への支援が鍵となります。しかし現在の支援の実態は、総額で7億円、中小企業1社当たり、たった200円程度でしかなく、まともな支援になっておりません。

商工会議所のアンケートで中小企業が求めている最賃引き上げ支援策では「税・社会保険料負担の軽減」がトップとなっており、それに応えた支援を直ちに行うべきで

す。政府は中小企業を一律制度や最賃引き上げが困難な理由にただするだけではなく、中小企業が安心して賃上げできる環境を整備することに真剣に取り組み、世界でも例のない賃下げ社会に歯どめをかけるべきです。そのためにも全国一律の最低賃金制度を創設し、地域間の格差をなくしていくことが大きな一歩となり、この和東町の地域経済を現在よりも活性化していくことにもつながると確信するものです。

以上の理由から本意見書に賛成するものです。

○議長（小西 啓君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第３号 全国一律の最低賃金制度の創設を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第３号 全国一律の最低賃金制度の創設を求める意見書は否決されました。

日程第１３、発議第４号 消費税増税の１０月実施の中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○８番（岡本正意君）

発議第４号の提案理由を申し上げます。

安倍政権は予定どおり１０月から増税を行う構えですが、これは極めて無謀なことであります。政府自身が景気悪化を認める中での大増税は過去になく、増税による暮らしや地域への打撃ははかり知れません。これは一般論ではなく、この間の霜被害にも見舞われた基幹産業である茶業への打撃だけを考えましても、１０月からの増税は

負担の追い打ちとなり、地域経済への深刻な打撃となることは誰の目にも明らかであり、到底見過ごすことはできません。

以上の立場から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案をさせていただきます。

発議第 4 号

消費税増税の 10 月実施の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき提出します。

令和元年 6 月 20 日提出

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 小西 啓 様

消費税増税の 10 月実施の中止を求める意見書

内閣府が発表した 3 月の景気動向指数で、景気の基調判断が 6 年 2 カ月ぶりに「悪化」に転じ、1 から 3 月期の GDP の伸びも低調で、個人消費も輸出もマイナスとなるなど、政府自身も景気悪化を認めざるを得なくなっています。このような経済情勢の中で、10 月からの消費税増税など到底許されず、直ちに中止を決断すべきです。

経済情勢が悪化する中での消費税導入や増税はこれまでになかったことです。3 % の導入時も 5 % や 8 % に増税した時期も経済情勢は「緩やかに回復」など上向きの認識で、2 回にわたる延期の際も「悪化」ではありませんでした。経済情勢が悪化する中での増税実施は暮らしも経済も破綻に導くもので、無謀でしかありません。

消費税増税が消費をますます冷え込ませ、住民生活と地域経済への深刻な打撃となることは目に見えています。もともと消費税は低所得者ほど負担が重い逆進性の強い税制であり、「ポイント還元」や商品券の発行など、小手先の対策では何ら負担軽減になりません。その一方で、大手の輸出企業は多額の「輸出戻し税」が還付されるなど不公平を助長し、格差と貧困をますます広げるだけです。

政府におかれては、景気悪化が明らかになった以上、直ちに 10 月からの消費税増

税を中止し、住民生活と地域経済を立て直すことに力を尽くされることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月20日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

経済産業大臣 世耕 弘成 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本議員、賛成ですか、反対です。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

発議第4号について賛成討論を行います。

賛成する第1の理由は、政府みずからが景気悪化を認める中での増税は余りにも無謀だからです。

安倍総理はことしの念頭に、「全国津々浦々に温かい景気回復の風が吹き始めた」などと述べるなど、一貫して景気の拡大や回復を演出してこられましたが、この間公表された政府の統計でも悪化と認めざるを得ない事態となっております。

消費税導入時も、5%、8%に増税した時期も政府の景気判断は「回復」、「拡

大」であり、この間、二度の１０％増税延期のときでさえ「悪化」ではなく、経済の悪化の中での増税は過去に例がなく、仮に強行した場合の負の影響ははかり知れない深刻なものになることは疑いの余地がなく、無謀のきわみと言わざるを得ません。

第２の理由は、住民の暮らしと地域経済に破壊的な打撃を与えることは明らかだからです。

この間の景気悪化の主要な原因は個人消費の低迷です。８％への増税の影響が今なお続き、一貫して立ち直れていないというのが現状です。

私もよくスーパーで買い物をしますが、総菜などが値引きされる時間帯を選んで来店されるお客さんがどれだけ多いかご存じでしょうか。年金暮らしのお年寄りが値引きされた弁当を買い込まれ、それを冷凍保存し、解凍しながら食べて、数日持たせているといったお話もあります。多くの方は１円単位を気にしながら、今でも節約に節約を重ねた生活を強いられております。そういう人に一番の打撃を与えるのが逆進性の強い消費増税ではないでしょうか。

今、１００年安心のはずだった老後の年金が数千万円不足するとの報告が衝撃と怒りを広げておりますが、生活費を直撃し、所得を削る消費税を増税すれば、老後を支える資金はますます不足することとなり、１００年安心の年金がいかにもやかしでござましかがここでも浮き彫りになっております。

これに加え本町では、地域経済を支える基幹産業である茶業において、遅霜による深刻な被害を受けておられ、農家の経営を苦しめ、茶業に付随しての雇用や経済活動にも、また消費にもマイナスになることは避けられません。これだけでも１０月からの増税など許されない事態ではないかと思うんです。

また、これまで町を挙げて進めてこられた観光事業への悪影響も免れません。住民の暮らしと地域経済を守ることは住民代表である議員、議会の責任であり役割であるならば、最低でも１０月からの増税に異議を申し立てることは当然のことではないかと考えます。

三つ目の理由は、消費税増税をしなくても財源を確保し、暮らしと経済をよくする道があるからです。

かつかつの生活を強いられている庶民からむしり取る消費税は安定財源にはなりません。政府の優遇を受け、ぼろがつくほどの大もうけをし、多額のため込みをしている大企業や富裕層への応分で適正な税負担をちゃんと行えば、安定的な財源は十分確保できるのです。税のイロハである累進課税の徹底こそ、今、必要なことではないでしょうか。

日本は世界で３番目の経済力を持つ国です。それにふさわしい税の負担と生活重視の富の配分が行われれば、本来、消費税も必要がないものであり、最低でも、これ以上の増税は全く必要ないことであり、このことをとって、１０月からの増税は直ちに中止すべきです。

以上の理由から、本意見書に賛成するものです。

○議長（小西 啓君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第４号 消費税増税の１０月実施の中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第４号 消費税増税の１０月実施の中止を求める意見書は否決されました。

税住民課長の発言を認めます。

○税住民課長（細井隆則君）

失礼いたします。

午前中の議案第３６号 京都地方税機構規約の変更についての審議の中の岡本議員

からの質問に一部お答えできておりませんので、この場をおかりしてお答えさせていただきたいと思います。

まず、督促なりの流れでございますが、当初の納期限から15日程度経過後に収納状況を集約しまして、滞納の分につきましては督促状を発布いたします。督促状発布後10日経過しましたら差し押さえができるということになるんですが、督促状発布と同時に収納状況のデータを税機構のほうに情報連携という形で送ります。税機構のほうでは、10日である大体月末になりますが、それ経過後に収納がまだ確認できていない事案対しまして催告書を発行するという形になりますので、ご質問にありました督促状の納期限と催告書の納期限、中でも催告書の納期限のほうが早いということにつきましては、通常はないという取り扱いにはなるんでございますが、過年度分の滞納がまだ残っていると、特別な事情がある場合については、それと合わせて早い納期限の催告書を送ることもあり得ると、そういう取り扱いとなっております。

いずれにいたしましても、税の公平公正な負担ということで、催告書等の督促なりが来た場合には納税していただくというのが基本でございます。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第15、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のと

おり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和元年第2回和東町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

最初に、このほど新潟県、山形県で発生しました地震による被災者の皆さんには本当に心からお見舞いを申し上げ、早いこと復興されることを皆さんとともに願いたいと、このように思います。

また、本定例会におきまして提案をさせていただきました全議案につきまして、原案どおりご承認をいただきましたことを本当にお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

今回の補正等大きな特徴は、住民と一緒に頑張って取り組んでいこうとする、その事

業に対しての補正が多くありました。委員会でも申し上げましたように、和束町農泊等、住民と一緒に頑張って取り組んでいる事業があるわけなんです。これが国のほうでも関心を持っていただいておりますと、こういうことは非常にうれしく思っておりますし、この議会にも九州のほうからそういった視察にみえるというふうに聞いております。

そういうことで、こういった住民と協働して取り組むというのは、私はまちづくりの今後にとって非常に大事なことだと思いますので、今後とも一層、議員の皆さん方のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

しかしながら、きょうの議会の中でも意見書が出されました。この意見の中でも地方財政の安定した財源の確保と、これは非常に大事なことであろうかというように思っております。そういった取り組みがここで可決され、そして国のほうに意見書として挙げていただける。本当に心強いものがあります。

こうしてまだまだ小さな山間地域のまちにとって多くの課題があろうかと思いますが、この課題一つ一つ議員の皆さん方とともに、そして住民と協働して取り組んでいく、こういうことが大事だろうと思っておりますので、これからも議員各位の皆さんの一層のご指導、ご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和元年度和束町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時47分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 元 年 9 月 1 1 日

和束町議会議長 小 西 啓

署名者 和束町議会議員 井 上 武津男

〃 和束町議会議員 岡 田 泰 正